

【表紙】

| | |
|---|--------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 平成22年6月4日提出 |
| 【発行者名】 | ニッセイアセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 皆川 卓士 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 投資信託業務部 大吉 昭一 |
| 【電話番号】 | 03 - 5533 - 4605 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンDCニッセイ日本勝ち組ファンドの名称】 | |
| 【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 | 継続募集額 上限2,000億円 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

DCニッセイ日本勝ち組ファンド

（以下「ファンド」または「ベビーファンド」ということがあります）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託振替受益権です。

格付は取得していません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

2,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額です。基準価額は日々変動します。なお、便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます。

基準価額につきましては、取扱販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは後記「（８）申込取扱場所」の照会先にお問合せください。

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

1円以上1円単位とします。

（７）【申込期間】

継続申込期間：平成22年6月5日（土）から平成23年6月3日（金）まで

なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されません。

（８）【申込取扱場所】

申込取扱場所につきましては、以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター

電話番号 0120-762-506

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

（9）【払込期日】

取得申込者は、各取扱販売会社が定める期日（詳しくは取扱販売会社にお問合せください）までに、申込代金を各取扱販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に各々の取扱販売会社より、委託会社の指定する口座を経由して、追加信託金として受託会社の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払込まれます。

（10）【払込取扱場所】

払込取扱場所は申込取扱場所と同じです。以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター

電話番号 0120-762-506

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

（11）【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

（12）【その他】

当ファンドは確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に基づく確定拠出年金制度向けのファンドであり、受益権の取得申込の勧誘は、資産管理機関および国民年金基金連合会（国民年金基金連合会が委託する事務委託先金融機関も含みます）に対してのみ行われます。

ただし、委託会社または取扱販売会社が取得する場合はこの限りではありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

基本方針

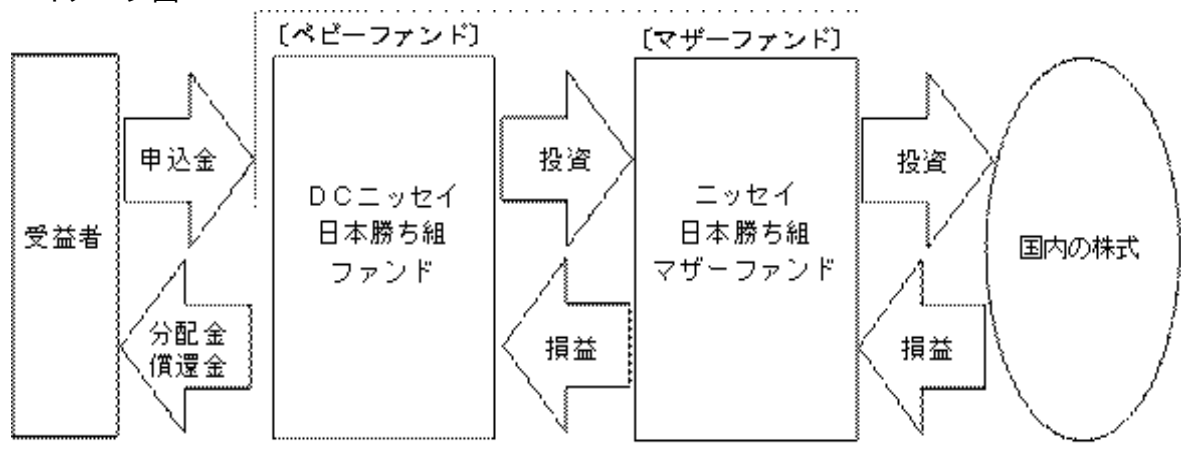
ファンドは、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に基づく確定拠出年金制度向けのファンドとして、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

運用の形態

ファンドは「ファミリーファンド方式」で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、受益者からの資金をまとめてベビーファンド（DCニッセイ日本勝ち組ファンド）とし、その資金をマザーファンド（ニッセイ日本勝ち組マザーファンド）に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

<イメージ図>



ファンドの特色

東京証券取引所第一部上場銘柄を対象として、各業界をリードする“勝ち組企業”の株式へ投資を行います。

- ・「勝ち組企業」とは・・・

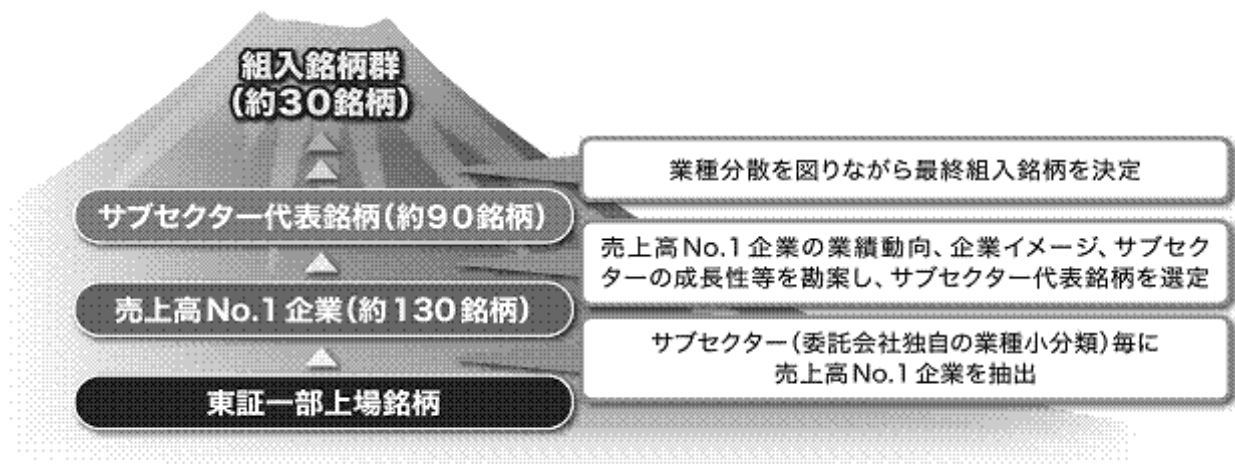
原則として下記を満たし、各業界をリードする有力企業を「勝ち組企業」として、投資候補銘柄とします。



組入銘柄数は原則として30銘柄とし、業種分散を図りながら銘柄選定を行います。

- ・銘柄入替時や資金動向等によっては、組入銘柄数が増減するケースもあります。

銘柄選定プロセスイメージ

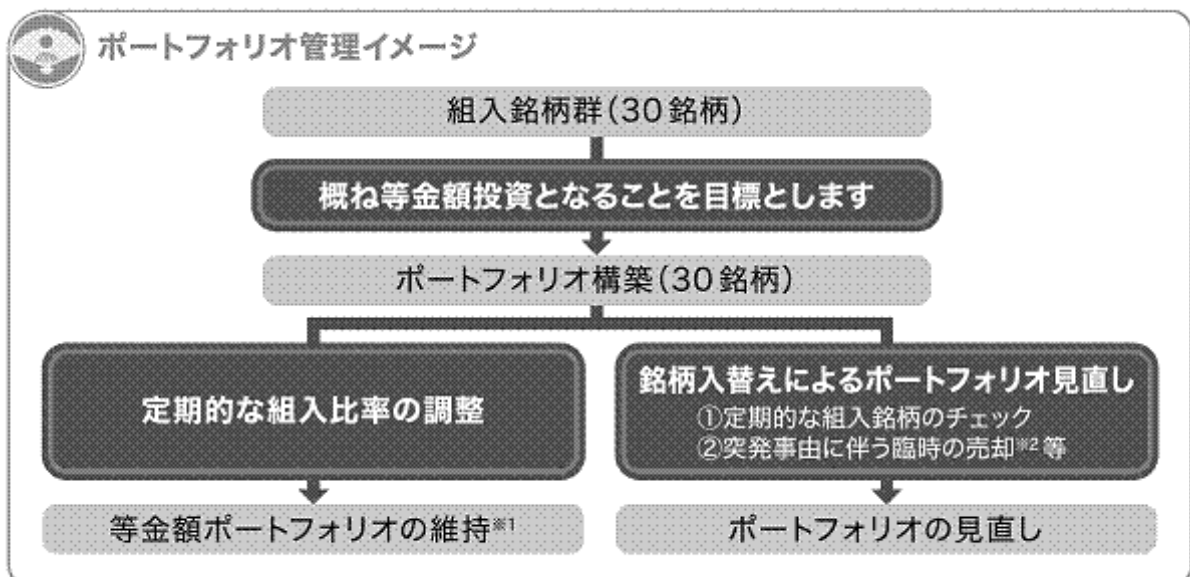


売上高トップ企業が投資に適さない場合には、これに準ずる企業を候補銘柄とする場合があります。

上記運用プロセスの各段階における銘柄数は、経済情勢や企業業績動向などにより増減します。

各銘柄への資産配分は、概ね等金額投資となることを目標とします。

- ・短期的な銘柄の入替は原則として行わず、定期的に組入銘柄の見直しを行うことで、投資方針の維持に努めます。



- 1 組入銘柄の株価変動等に伴い等金額投資を維持できない場合があります。
- 2 組入銘柄に関して、突発的な事象等によりファンドに重大な損失を与える可能性が発生したと判断される場合等には、その判断を行った時点で当該銘柄を売却し、銘柄入替えを行うことがあります。

信託金の上限

2,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの分類

追加型投信 / 国内 / 株式に属します。

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下の通りです（該当区分を網掛け表示しています）。

商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) |
|---------|--------|-------------------|
| 単位型 | 国内 | 株式 |
| 追加型 | 海外 | 債券 |
| | 内外 | 不動産投信 |
| | | その他資産 () |
| | | 資産複合 |

属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 |
|---|--------------|-------------|--------------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年1回 | グローバル | |
| 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () | 年2回 | 日本 | |
| | 年4回 | 北米 | ファミリーファンド |
| | 年6回 (隔月) | 欧州 | |
| | 年12回 (毎月) | アジア | |
| 不動産投信 | 年12回 (毎月) | オセアニア | |
| その他資産 (投資信託証券 (株式(一般))) | 日々 | 中南海 | ファンド・オブ・ファンズ |
| | その他 () | アフリカ | |
| 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型 | | 中近東 (中東) | |
| | | エマージング | |

商品分類表

| | |
|-------|---|
| 追加型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。 |
| 国内 | 目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 株式 | 目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |

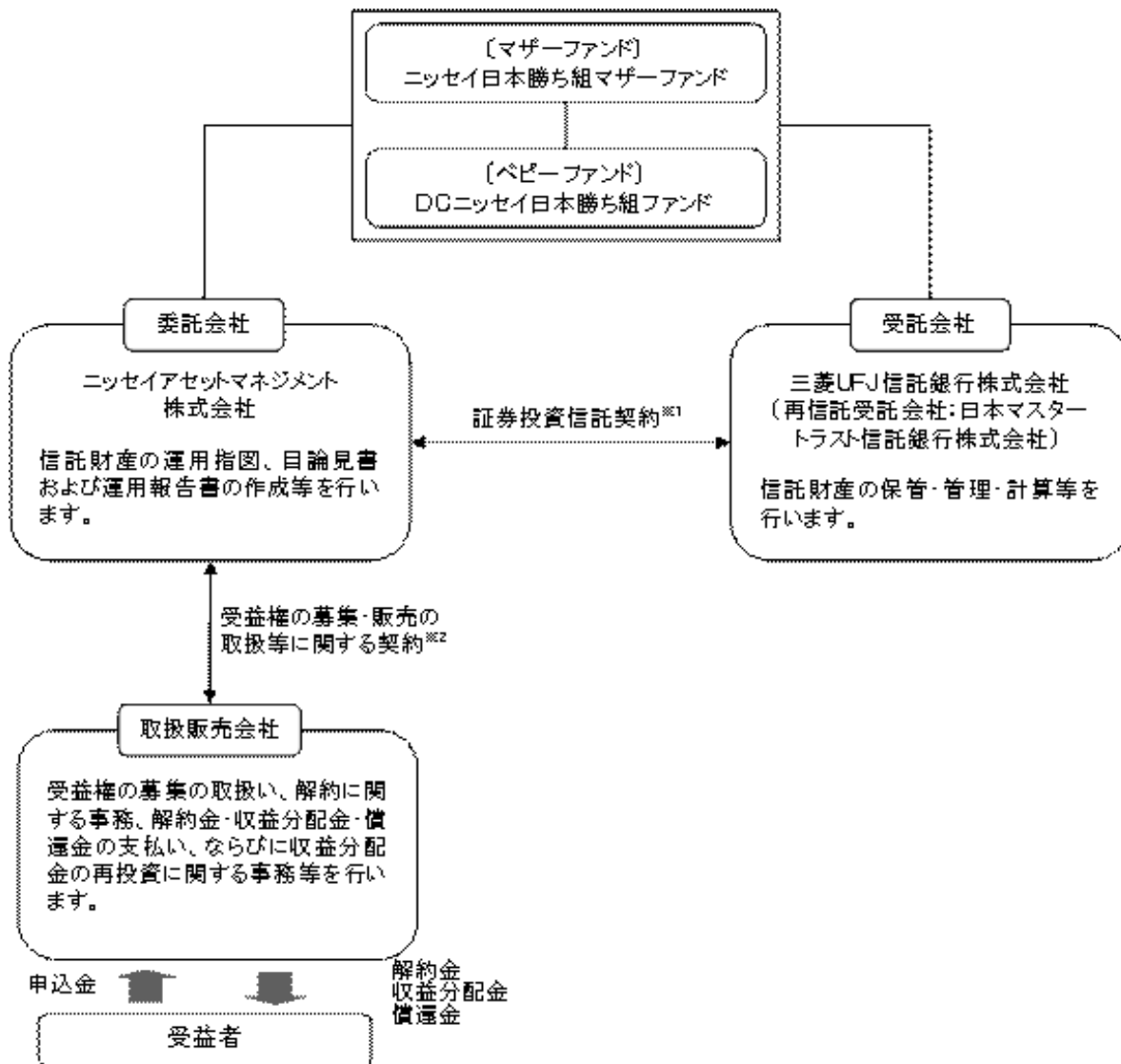
属性区分表

| | |
|-----------------------|--|
| その他資産（投資信託証券（株式（一般））） | 目論見書または約款において、主たる投資対象を投資信託証券（マザーファンド）とし、ファンドの実質的な運用をマザーファンドにて行う旨の記載があるものをいう。 |
| | 目論見書または約款において、主として株式に投資する旨の記載があるものをいう。 |

- 年1回 目論見書または約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- 日本 目論見書または約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ファミリーファンド 目論見書または約款において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く）を投資対象として投資するものをいう。

上記以外の商品分類および属性区分の定義については、
社団法人 投資信託協会ホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

（２）【ファンドの仕組み】



- 1 委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。
- 2 委託会社と取扱販売会社との間で結ばれ、委託会社が取扱販売会社に受益権の募集の取扱い、解約に関する事務、解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、取扱販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。

委託会社の概況（平成22年4月末現在）

- 1．委託会社の名称：ニッセイアセットマネジメント株式会社
- 2．資本金の額：100億円

3. 会社の沿革

| | |
|-----------|--|
| 昭和60年7月1日 | ニッセイ・ビーオーティー投資顧問株式会社（後のニッセイ投資顧問株式会社）が設立され、投資顧問業務を開始しました。 |
| 平成7年4月4日 | ニッセイ投信株式会社が設立され、同年4月27日、証券投資信託委託業務を開始しました。 |
| 平成10年7月1日 | ニッセイ投信株式会社（存続会社）とニッセイ投資顧問株式会社（消滅会社）が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始しました。 |
| 平成12年5月8日 | 定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社としました。 |

4. 大株主の状況

| 名 称 | 住 所 | 保有株数 | 比 率 |
|---------------------------|---|---------|--------|
| 日本生命保険相互会社 | 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 | 97,604株 | 90.00% |
| パトナム・ユーエス・ホールディングス・エルエルシー | アメリカ合衆国マサチューセッツ州 ボストン市ワン・ポスト・オフィス ・スクエア | 10,844株 | 10.00% |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主として、ニッセイ日本勝ち組マザーファンドへの投資を通じて、実質的に国内の株式等に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。

なお、直接、株式等に投資を行う場合があります。

株式以外の資産（上記マザーファンドを通じて投資する場合は、当該マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（参考）マザーファンドの概要**ニッセイ日本勝ち組マザーファンド****（１）基本方針**

マザーファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

（２）運用方法**a 投資対象**

国内の株式を主要投資対象とします。

b 投資態度

東京証券取引所第1部上場銘柄を対象として、各業界をリードする“勝ち組企業”の株式へ投資を行い、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

“勝ち組企業”の選定は、委託会社独自の業種小分類（サブセクター）毎に売上高トップ企業を抽出し、安定した業績、競争力やそれらの持続性、成長性および流動性などの観点から候補銘柄を絞り込みます（売上高トップ企業が投資に適さない場合には、これに準ずる企業を候補銘柄とする場合があります）。

組入銘柄数は原則として30銘柄とし、業種分散を図りながら銘柄選定を行います。なお、銘柄入替時や資金動向等によっては、組入銘柄数が増減するケースもあります。

短期的な銘柄の入れ替えは原則として行わず、定期的に組入銘柄の見直しを行うことで、前記およびの投資方針の維持に努めます。

各銘柄への資産配分は、おおむね等金額投資となることを目標とします。なお、定期的に各銘柄の組入比率を調整しますが、組入銘柄の株価変動等にもない等金額投資を維持できない場合があります。

株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。市場環境の変化や変化の見通しに基づいた実質組入比率の変更は行いません。

株式の実質組入比率の維持のために、株価指数先物等を活用することがあります。

株式以外への資産の投資は、原則として信託財産の純資産総額の5%以下とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

（２）【投資対象】**a 主な投資対象**

ニッセイ日本勝ち組マザーファンドを主要投資対象とします。なお、直接、株式等に投資を行う場合があります。

b 約款に定める投資対象**投資の対象とする資産の種類**

このファンドにおいて投資の対象とする資産（国内の通貨建表示のものに限ります）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記「（5）投資制限 b 約款に定めるその他の投資制限 先物取引等、スワップ取引および金利先渡取引」に定めるものに限り）

ハ．金銭債権（イ．およびニ．に掲げるものに該当するものを除きます）

ニ．約束手形（イ．に掲げるものを除きます）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券

主にニッセイアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたニッセイ日本勝ち組マザーファンドのほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、国内の通貨建表示のものに限り）に投資します。

1．株券または新株引受権証券

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます）の新株引受権証券を除きます）

6．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます）

7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます）

8．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます）

9．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます）

10．コマーシャル・ペーパー

11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ）および新株予約権証券

12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1．から11．の証券または証書の性質を有するもの

13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます）

14．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます）

15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます）

16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限り）

17．預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます）

18．外国法人が発行する譲渡性預金証券

19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り）

20．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます）

21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22．外国の者に対する権利で21．の有価証券の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書、12. および17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに12. および17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. および14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品

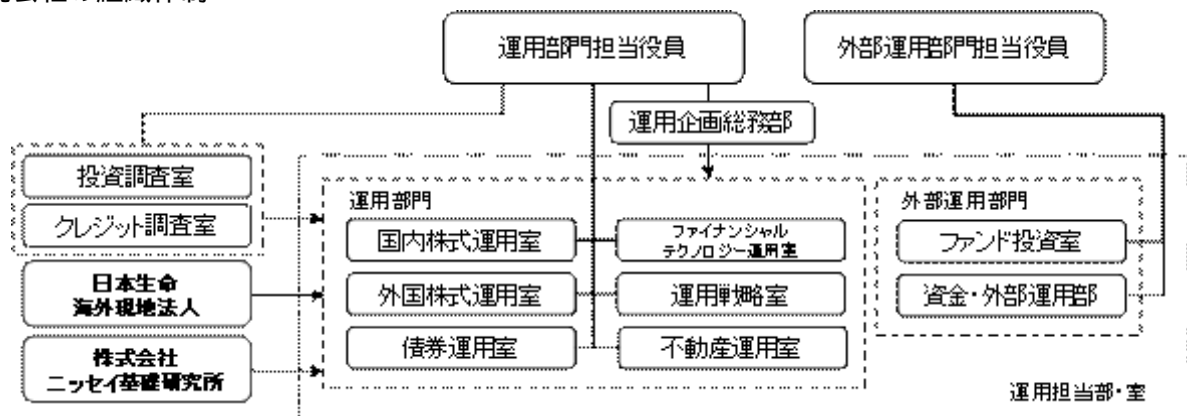
信託金を前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下 において同じ）により運用することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を前記 の1. から4. までに掲げる金融商品により運用することができます。

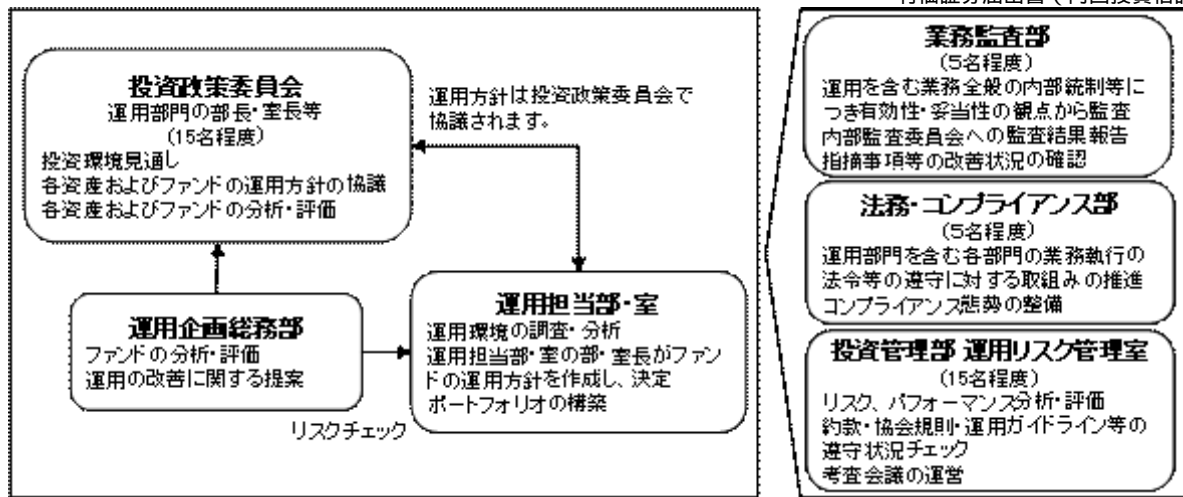
（3）【運用体制】

委託会社の組織体制



社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネジャーサービス規程を定めています。また、各投資対象の適切な利用、リスク管理の推進を目的として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。

内部管理体制および意思決定を監督する組織



< 受託会社に対する管理体制等 >

委託会社は、受託会社（再信託先も含む）に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査報告書を、定期的に受託会社より受取っています。

上記運用体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算日に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1．分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます）等の全額とします。

2．分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

3．留保益の運用方針

留保益（収益分配にあてず信託財産に留保した収益）については、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

分配時期

決算日は3月5日（年1回、該当日が休業日の場合は翌営業日）です。

支払方法

< 分配金受取コースの場合 >

原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

< 分配金再投資コースの場合 >

決算日の翌営業日に再投資されます。

（５）【投資制限】

a 約款に定める主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

b 約款に定めるその他の投資制限

投資する株式等の範囲

1. 投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、国内の証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。

2. 前記1.にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、投資することができるものとし、

信用取引の範囲

1. 信託財産を効率的に運用するため、信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。
2. 前記1.の信用取引は、当該売付けに関する建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等により、前記2.の売付けに関する建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済します。

先物取引等

1. 国内の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ）ならびに外国の取引所における国内の有価証券に関するこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めます（以下同じ）。
2. 国内の取引所における金利に関する先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における国内の金利に関するこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

スワップ取引

1. 信託財産を効率的に運用するため、ならびに信託財産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます）を行うことができます。
2. スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引がファンドの信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引にあたっては、ファンドの信託財産に関するスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に関するスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下当該3.において同じ）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一

部を解約します。

- 4．前記3．においてマザーファンドの信託財産に関するスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に関するスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合をかけて得た額をいいます。
- 5．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価します。
- 6．スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

金利先渡取引

- 1．信託財産に属する資産を効率的に運用するため、金利先渡取引を行うことができます。
- 2．金利先渡取引にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3．金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価します。
- 4．金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行います。
- 5．当該 に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます）の数値を取決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

有価証券の貸付けおよび範囲

- 1．信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることができます。
 - ・株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ・公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2．前記1．に定める限度額を超えた場合には、速やかにその超える額に相当する契約の一部を解約します。
- 3．有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れを行います。

有価証券の空売り

- 1．信託財産を効率的に運用するため、信託財産で保有していない有価証券または後記「有価証券の借入れ」の規定により借入れた有価証券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡または買戻しにより行います。
- 2．前記1．の売付けは、当該売付けに関する有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3．信託財産の一部解約等の事由により、前記2．の売付けに関する有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えた場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済します。

有価証券の借入れ

- 1．信託財産を効率的に運用するため、有価証券の借入れを行うことができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保を提供します。

2. 前記1. は、当該借入れに関する有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の借入れに関する有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えた場合には、速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還します。
 4. 前記1. の借入れに関する品借料は信託財産中から支払います。
- 資金の借入れ
1. 信託財産を効率的に運用するため、ならびに信託財産を安定的に運用するため、一部解約にともなう支払資金の手当て（一部解約にともなう支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行いません。
 2. 一部解約にともなう支払資金の手当てに関する借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れを行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 3. 収益分配金の再投資に関する借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 4. 借入金の利息は信託財産中から支払います。

c 法令に定める投資制限

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社が指図を行うすべてのファンドで、同一法人の発行する株式の過半数の議決権を取得するような運用を行わないものとします。

3【投資リスク】

ファンドは、主に国内の株式を実質的な投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。ファンドは組入銘柄数を30銘柄程度に抑えた運用を行うため、各組入銘柄の株価の変動がファンドの基準価額へ与える影響は、銘柄数の多いファンドに比べて大きくなります。ファンドは、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資家の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。ファンドは、保険契約者保護機構、預金保険の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

（1）投資リスクおよび留意事項

ファンドが有する主なリスクおよび留意事項は以下の通りです。

株式投資リスク

株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。

流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

短期金融資産の運用に関する留意点

コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

ファミリーファンド方式に関する留意点

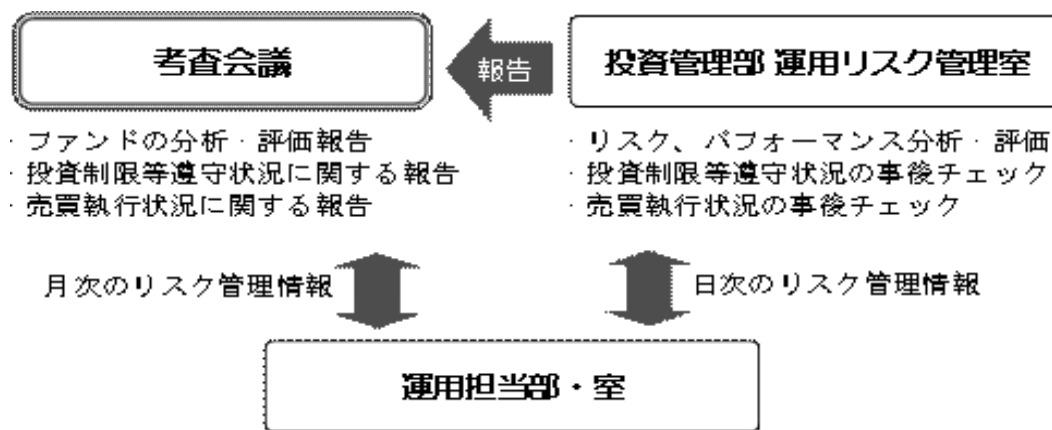
ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にともない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

委託会社等による当ファンド等の信託財産の保有に関する留意点

委託会社は平成22年3月5日現在、当ファンドを6百万円（受益権口数10百万口、当ファンド全体の4.8%）保有しております。

当該保有分は委託会社により換金されることがあります。

（2）投資リスク管理体制



1. 投資管理部 運用リスク管理室が、以下の通り管理を行います。
 - ・ 運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、上記の情報を運用担当部・室に日々連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。
 - ・ 売買執行状況の事後チェックを行います。また、上記の情報を必要に応じて運用担当部・室に連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。
2. 運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。

上記投資リスク管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

ありません。

（2）【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.05%（税込）の率をかけた金額とし、その配分は次の通りです。

| 信託報酬率（税込） | 信託報酬の配分（税込） |
|-----------|-----------------|
| 年1.05% | 委託会社 年0.4725% |
| | 取扱販売会社 年0.4725% |
| | 受託会社 年0.1050% |

前記の信託報酬については、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末および信託終了のときに信託財産中から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

証券取引の手数料等

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および税金等は、信託財産中から支払います。この他に、先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産中から支払います。
監査費用

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の監査報酬率をかけた額とし、信託財産中から支払います。

| 純資産総額 | 監査報酬率（税込） |
|-------------------|------------|
| 100億円超 の部分 | 年 0.00210% |
| 50億円超 100億円以下 の部分 | 年 0.00315% |
| 10億円超 50億円以下 の部分 | 年 0.00525% |
| 10億円以下 の部分 | 年 0.03150% |

信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

借入金の利息

信託財産において一部解約金の支払資金の手当て、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入を行った場合、当該借入金の利息は、借入れのつど信託財産中から支払います。

信託財産留保額

ありません。

上記の、およびの費用は、運用状況等により変動するため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。また、「4 手数料等及び税金」に記載している費用と税金の合計額、その上限額、計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会の場合、所得税および地方税はかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

なお、委託会社または取扱販売会社が取得した場合には、上記の税制は適用されません。

税法または確定拠出年金法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成22年4月30日現在)

| 資産の種類 | 国名又は地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|----------------------|--------|-------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 166,848,445 | 100.16 |
| コール・ローン、その他資産(負債控除後) | | 259,781 | 0.16 |
| 純資産総額 | | 166,588,664 | 100.00 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

(参考情報)

「ニッセイ日本勝ち組マザーファンド」

(平成22年4月30日現在)

| 資産の種類 | 国名又は地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|----------------------|--------|----------------|---------|
| 株式 | 日本 | 17,005,237,400 | 95.58 |
| コール・ローン、その他資産(負債控除後) | | 792,140,484 | 4.42 |
| 純資産総額 | | 17,797,377,884 | 100.00 |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

(注2) その他資産として、下記のとおり株価指数先物取引を利用しております。時価は、取引所の発表する清算値段によっております。

| 資産の名称 | 取引所 | 簿価(円) | 時価(円) | 投資比率(%) |
|----------------------------|-------------|-------------|-------------|---------|
| 東証株価指数先物(買建) (2010年6月限) | 東京証券 取引所 | 781,766,000 | 786,400,000 | 4.42 |

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成22年4月30日現在)

| 順位 | 国名 | 銘柄名 | 種類 | 口数(口) | 簿価 単価 (円) | 簿価金額 (円) | 評価 単価 (円) | 評価金額 (円) | 投資 比率 (%) | |
|----|----|----------------------|---------------|-------------|-----------------|-------------|-----------------|-------------|-----------------|--------|
| 1 | 日本 | ニッセイ日本勝ち 組マザーファンド | 親投資信託 受益証券 | 107,222,187 | 14,156 | 151,783,915 | 15,561 | 166,848,445 | 100.16 | |
| | | | | | | | | | 投資比率：合計 | 100.16 |

(注1) 投資有価証券は1銘柄のみで、簿価単価及び評価単価は1万口当たりの基準価額であります。

(注2) 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

| 種類 | 業種 | 投資比率(%) |
|-----------|----|---------|
| 親投資信託受益証券 | - | 100.16 |
| 合計 | | 100.16 |

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各種類の評価金額の比率であります。

(参考情報)

「ニッセイ日本勝ち組マザーファンド」

(平成22年4月30日現在)

| 順位 | 国名 | 銘柄名 | 種類 | 業種 | 株数 | 上段：帳簿価額(円) 下段：評価額(円) | | 投資 比率 (%) |
|----|----|-------------------|----|---------|-----------|-------------------------|----------------------------|-----------------|
| | | | | | | 単価 | 金額 | |
| 1 | 日本 | JXホールディングス | 株式 | 石油・石炭製品 | 1,205,000 | 444 524 | 534,930,102 631,420,000 | 3.55 |
| 2 | 日本 | 三菱UFJリース | 株式 | その他金融業 | 172,240 | 3,175 3,655 | 546,862,000 629,537,200 | 3.54 |
| 3 | 日本 | 日本通運 | 株式 | 陸運業 | 1,413,000 | 375 443 | 529,260,680 625,959,000 | 3.52 |
| 4 | 日本 | 横浜銀行 | 株式 | 銀行業 | 1,261,000 | 428 491 | 540,033,000 619,151,000 | 3.48 |
| 5 | 日本 | 日本郵船 | 株式 | 海運業 | 1,559,000 | 336 388 | 523,824,000 604,892,000 | 3.40 |
| 6 | 日本 | セブン&アイ・ホールディングス | 株式 | 小売業 | 250,200 | 1,942 2,407 | 485,888,400 602,231,400 | 3.38 |
| 7 | 日本 | 東京海上ホールディングス | 株式 | 保険業 | 212,000 | 2,506 2,812 | 531,363,190 596,144,000 | 3.35 |
| 8 | 日本 | ヤマダ電機 | 株式 | 小売業 | 80,800 | 6,300 7,350 | 509,040,000 593,880,000 | 3.34 |
| 9 | 日本 | 京セラ | 株式 | 電気機器 | 61,800 | 8,150 9,490 | 503,670,000 586,482,000 | 3.30 |
| 10 | 日本 | 電通 | 株式 | サービス業 | 222,700 | 2,220 2,590 | 494,394,000 576,793,000 | 3.24 |
| 11 | 日本 | 旭化成 | 株式 | 化学 | 1,083,000 | 471 531 | 510,093,000 575,073,000 | 3.23 |
| 12 | 日本 | 凸版印刷 | 株式 | その他製品 | 659,000 | 760 862 | 500,840,000 568,058,000 | 3.19 |
| 13 | 日本 | キヤノン | 株式 | 電気機器 | 130,300 | 3,890 4,355 | 506,867,000 567,456,500 | 3.19 |
| 14 | 日本 | 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 株式 | 銀行業 | 1,144,000 | 459 494 | 524,841,316 565,136,000 | 3.18 |
| 15 | 日本 | 任天堂 | 株式 | その他製品 | 17,700 | 26,300 31,700 | 465,510,000 561,090,000 | 3.15 |
| 16 | 日本 | キリンホールディングス | 株式 | 食料品 | 415,000 | 1,284 1,349 | 533,018,300 559,835,000 | 3.15 |
| 17 | 日本 | パナソニック電工 | 株式 | 電気機器 | 479,000 | 1,101 1,164 | 527,301,890 557,556,000 | 3.13 |
| 18 | 日本 | 住友電気工業 | 株式 | 非鉄金属 | 476,600 | 1,093 1,166 | 521,139,205 555,715,600 | 3.12 |
| 19 | 日本 | 三菱重工業 | 株式 | 機械 | 1,455,000 | 338 380 | 491,790,000 552,900,000 | 3.11 |
| 20 | 日本 | 三菱電機 | 株式 | 電気機器 | 653,000 | 764 843 | 498,892,000 550,479,000 | 3.09 |
| 21 | 日本 | 東日本旅客鉄道 | 株式 | 陸運業 | 86,900 | 6,202 6,300 | 538,920,009 547,470,000 | 3.08 |
| 22 | 日本 | ブリヂストン | 株式 | ゴム製品 | 347,700 | 1,543 1,574 | 536,656,580 547,279,800 | 3.08 |
| 23 | 日本 | 日本電信電話 | 株式 | 情報・通信業 | 141,300 | 3,898 3,825 | 550,831,619 540,472,500 | 3.04 |
| 24 | 日本 | 東京ガス | 株式 | 電気・ガス業 | 1,345,000 | 397 399 | 533,965,000 536,655,000 | 3.02 |
| 25 | 日本 | トヨタ自動車 | 株式 | 輸送用機器 | 146,200 | 3,422 3,665 | 500,298,146 535,823,000 | 3.01 |

| 順位 | 国名 | 銘柄名 | 種類 | 業種 | 株数 | 上段：帳簿価額(円) 下段：評価額(円) | | 投資 比率 (%) |
|----|----|-----|----|----|----|-------------------------|----|-----------------|
| | | | | | | 単価 | 金額 | |

| | | | | | | | | |
|---------|----|---------|----|-----|-----------|--------------------|----------------------------|-------|
| 26 | 日本 | コマツ | 株式 | 機械 | 278,100 | 1,843 1,906 | 512,665,940 530,058,600 | 2.98 |
| 27 | 日本 | 大和ハウス工業 | 株式 | 建設業 | 522,000 | 993 1,013 | 518,430,960 528,786,000 | 2.97 |
| 28 | 日本 | J T | 株式 | 食料品 | 1,599 | 324,000 327,000 | 518,076,000 522,873,000 | 2.94 |
| 29 | 日本 | 三菱商事 | 株式 | 卸売業 | 231,700 | 2,287 2,244 | 529,897,900 519,934,800 | 2.92 |
| 30 | 日本 | 新日本製鐵 | 株式 | 鉄鋼 | 1,536,000 | 344 336 | 527,719,080 516,096,000 | 2.90 |
| 投資比率：合計 | | | | | | | | 95.58 |

(注1) 投資有価証券の全銘柄を記載しております。

(注2) 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

| 種類 | 業種 | 投資比率(%) |
|----|---------|---------|
| 株式 | 電気機器 | 12.71 |
| | 小売業 | 6.72 |
| | 銀行業 | 6.66 |
| | 陸運業 | 6.59 |
| | その他製品 | 6.35 |
| | 機械 | 6.09 |
| | 食料品 | 6.09 |
| | 石油・石炭製品 | 3.55 |
| | その他金融業 | 3.54 |
| | 海運業 | 3.40 |
| | 保険業 | 3.35 |
| | サービス業 | 3.24 |
| | 化学 | 3.23 |
| | 非鉄金属 | 3.12 |
| | ゴム製品 | 3.08 |
| | 情報・通信業 | 3.04 |
| | 電気・ガス業 | 3.02 |
| | 輸送用機器 | 3.01 |
| | 建設業 | 2.97 |
| | 卸売業 | 2.92 |
| 鉄鋼 | 2.90 | |
| | 合計 | 95.58 |

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各種別及び各業種の評価金額の比率であります。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考情報)

「ニッセイ日本勝ち組マザーファンド」

(平成22年4月30日現在)

| 種類 | 取引所 | 資産の名称 | 買建 売建 | 数量(枚) | 簿価(円) | 時価(円) | 投資 比率 (%) |
|--------------|-------------|------------------------|----------|-------|-------------|-------------|-----------------|
| 株価指数 先物取引 | 東京証券 取引所 | 東証株価指数先物 (2010年6月限) | 買建 | 80 | 781,766,000 | 786,400,000 | 4.42 |

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する各取引の時価の比率であります。

(注2) 時価の算定方法

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
2. 先物取引の評価においては、取引所の発表する清算値段によっております。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成22年4月30日現在、同日前1年以内における各月末及び各計算期間末の純資産の推移は次のとおりであります。

| | | 純資産総額(円) | | 1万口当たり純資産総額(円) | |
|------|-------------|----------|-------------|----------------|--------|
| 第1期末 | (平成19年3月5日) | 分配付: | 11,188,373 | 分配付: | 11,188 |
| | | 分配落: | 11,188,373 | 分配落: | 11,188 |
| 第2期末 | (平成20年3月5日) | 分配付: | 114,277,222 | 分配付: | 9,250 |
| | | 分配落: | 114,277,222 | 分配落: | 9,250 |
| 第3期末 | (平成21年3月5日) | 分配付: | 74,592,100 | 分配付: | 5,041 |
| | | 分配落: | 74,592,100 | 分配落: | 5,041 |
| 第4期末 | (平成22年3月5日) | 分配付: | 144,695,404 | 分配付: | 6,955 |
| | | 分配落: | 144,695,404 | 分配落: | 6,955 |
| | 平成21年4月末日 | | 87,714,426 | | 6,107 |
| | 5月末日 | | 107,320,449 | | 6,660 |
| | 6月末日 | | 117,880,531 | | 6,928 |
| | 7月末日 | | 121,886,101 | | 6,993 |
| | 8月末日 | | 127,597,295 | | 7,133 |
| | 9月末日 | | 123,267,837 | | 6,848 |
| | 10月末日 | | 124,203,099 | | 6,745 |
| | 11月末日 | | 115,944,994 | | 6,258 |
| | 12月末日 | | 131,340,226 | | 6,842 |
| | 平成22年1月末日 | | 135,599,547 | | 6,765 |
| | 2月末日 | | 138,424,599 | | 6,800 |
| | 3月末日 | | 159,656,600 | | 7,573 |
| | 平成22年4月30日 | | 166,588,664 | | 7,671 |

【分配の推移】

| | | 1万口当たり分配金 |
|-----|-------------|-----------|
| 第1期 | (平成19年3月5日) | 0円 |
| 第2期 | (平成20年3月5日) | 0円 |
| 第3期 | (平成21年3月5日) | 0円 |
| 第4期 | (平成22年3月5日) | 0円 |

【収益率の推移】

| | | 収益率 |
|--|--|-----|
| | | |

| | | |
|-----|---------------------------|--------|
| 第1期 | 自平成18年7月21日 至平成19年3月5日 | 11.88% |
| 第2期 | 自平成19年3月6日 至平成20年3月5日 | 17.32% |
| 第3期 | 自平成20年3月6日 至平成21年3月5日 | 45.50% |
| 第4期 | 自平成21年3月6日 至平成22年3月5日 | 37.97% |

(注) 収益率は、以下の計算式により算出しております。ただし、第1期については、前期末分配落基準価額の代わりに、設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

$$\text{収益率} = (\text{当期末分配付基準価額} - \text{前期末分配落基準価額}) \div \text{前期末分配落基準価額} \times 100$$

6【手続等の概要】

（１）申込（販売）手続等

申込受付

取扱販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受付けを行います。

原則として午後３時までに取扱販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

証券取引所の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた申込みの受付けを取消すことがあります。

取扱コース

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の２つのコースがあります（取扱販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）。

分配金再投資コースを選択した場合、取扱販売会社と「自動けいぞく（累積）投資契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含みます）を締結します。

申込単位

１円以上１円単位とします。

申込価額（発行価額）

取得申込受付日の基準価額とします。

販売価額

申込価額と同額とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

申込手数料

ありません。

取得申込者は、取扱販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための、振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

（２）換金（解約）手続等

解約受付

取扱販売会社において、原則として毎営業日に解約の受付けを行います。

原則として午後３時までに取扱販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

証券取引所の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付けを中止することがあります。

解約単位

１口単位です。

解約価額

解約請求受付日の基準価額とします。

解約手数料はありません。

信託財産留保額

ありません。

支払開始日

解約請求受付日から起算して、原則として４営業日目からお支払いします。

7【管理及び運営の概要】

（１）資産管理等の概要

資産の評価

1. 基準価額とは、信託財産に属する資産を時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を差引いた金額（「純資産総額」といいます）を計算日の受益権総口数で割った金額をいいます。基準価額は、毎営業日に1回算出されます。
2. ファンドおよびマザーファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

| 主な投資資産 | 評価方法の概要 |
|----------|---------------------------|
| マザーファンド | 計算日の基準価額で評価します。 |
| 国内株式 | 証券取引所における計算日の最終相場で評価します。 |
| 国内株式先物取引 | 証券取引所の発表する計算日の清算値段で評価します。 |

3. 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます）の円換算については、原則として国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
4. 予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
5. 基準価額につきましては、取扱販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

保管

該当事項はありません。

信託期間

無期限です。

計算期間

毎年3月6日から翌年3月5日までとします。ただし、第1計算期間は、平成18年7月21日から平成19年3月5日までとします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの償還日とします。

その他

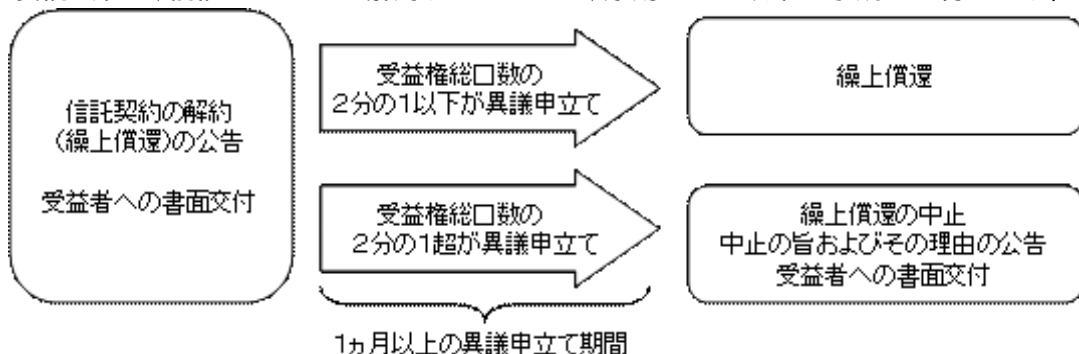
1. 繰上償還

・委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

a. この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき

b. やむを得ない事情が発生したとき

・委託会社は、前記 . により解約するときには、原則として以下の手続きで行います。



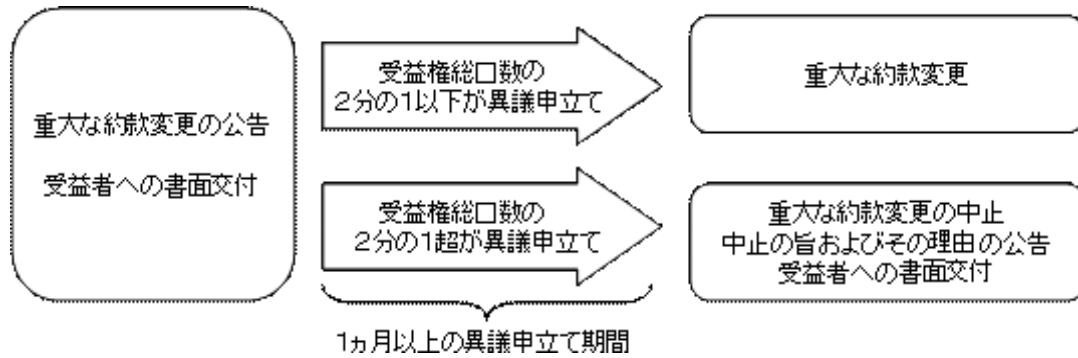
・前記 . のほか委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときなどは、信託契約を解約しファンドを終了させます。

・償還金については、原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目）までにお支払いします。

2. 約款の変更

・委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することができます。この場合、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

．委託会社は、前記 ．の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、原則として以下の手続きで行います。



．委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは前記 ．および ．の規定にしたがいます。

3．反対者の買取請求権

前記1．および2．において、一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権の買取りを請求することができます。ただし、当該買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および取扱販売会社の協議により決定します。

4．公告

公告は電子公告により行い、次の委託会社のホームページに掲載します。

ホームページアドレス <http://www.nam.co.jp/>

電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

5．運用報告書の作成

計算期間の末日毎に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、ファンドの知られたる受益者に交付します。

(2) 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

- 収益分配金に対する請求権
- 償還金に対する請求権
- 解約請求権
- 帳簿閲覧権

第2【財務ハイライト情報】

1) 当ファンドの財務ハイライト情報は、「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」に記載している、「貸借対照表」、「損益及び剰余金計算書」及び「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第55条の5の規定により注記される事項（以下「重要な会計方針に係る事項に関する注記」という。）を抜粋して記載しております。
なお、財務ハイライト情報に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間（平成20年3月6日から平成21年3月5日まで）の財務諸表については監査法人トーマツによる監査を受け、また、第4期計算期間（平成21年3月6日から平成22年3月5日まで）の財務諸表については有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。
なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

その監査報告書は、「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」の該当箇所に添付しております。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

| 項目 | 第3期 (自平成20年3月6日 至平成21年3月5日) | 第4期 (自平成21年3月6日 至平成22年3月5日) |
|-----------------|--|-----------------------------------|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、計算期間末 日の基準価額で評価しております。 | 親投資信託受益証券 同左 |

DCニッセイ日本勝ち組ファンド
1【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第3期 (平成21年3月5日現在) | 第4期 (平成22年3月5日現在) |
|-----------------|----------------------|----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 212,038 | 575,173 |
| 親投資信託受益証券 | 74,589,244 | 144,692,597 |
| 未収入金 | 240,000 | 120,000 |
| 流動資産合計 | 75,041,282 | 145,387,770 |
| 資産合計 | 75,041,282 | 145,387,770 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | - | 14,576 |
| 未払受託者報酬 | 43,579 | 65,784 |
| 未払委託者報酬 | 392,611 | 592,348 |
| その他未払費用 | 12,992 | 19,658 |
| 流動負債合計 | 449,182 | 692,366 |
| 負債合計 | 449,182 | 692,366 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 147,966,219 | 208,032,495 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 73,374,119 | 63,337,091 |
| 純資産合計 | 74,592,100 | 144,695,404 |
| 負債純資産合計 | 75,041,282 | 145,387,770 |

2【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第3期 (自平成20年3月6日 至平成21年3月5日) | 第4期 (自平成21年3月6日 至平成22年3月5日) |
|---|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 68 | 3 |
| 有価証券売買等損益 | 55,735,367 | 30,353,353 |
| 営業収益合計 | 55,735,299 | 30,353,356 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 107,738 | 120,908 |
| 委託者報酬 | 970,483 | 1,088,773 |
| その他費用 | 32,167 | 36,108 |
| 営業費用合計 | 1,110,388 | 1,245,789 |
| 営業利益又は営業損失() | 56,845,687 | 29,107,567 |
| 経常利益又は経常損失() | 56,845,687 | 29,107,567 |
| 当期純利益又は当期純損失() | 56,845,687 | 29,107,567 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() | 4,392,611 | 3,247,750 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 9,267,999 | 73,374,119 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 1,989,054 | 12,131,188 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 1,969,283 | 12,131,188 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 19,771 | - |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 13,642,098 | 27,953,977 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 13,642,098 | - |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | - | 27,953,977 |
| 分配金 | - | - |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 73,374,119 | 63,337,091 |

[次へ](#)

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 譲渡制限

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたとときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受け付け、解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

本届出書「第三部 ファンドの詳細情報」に記載している項目名は次の通りです。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

1. 申込（販売）手続等
2. 換金（解約）手続等

手続等の概要を前記「第1 ファンドの状況 6 手続等の概要」に記載しています。

第3 管理及び運営

1．資産管理等の概要

2．受益者の権利等

管理及び運営の概要を前記「第1 ファンドの状況 7 管理及び運営の概要」に記載しています。

第4 ファンドの経理状況

1．財務諸表

貸借対照表、損益及び剰余金計算書等を前記「第2 財務ハイライト情報」に記載しています。

2．ファンドの現況

第5 設定及び解約の実績

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成18年7月21日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

申込受付

取扱販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受付を行います。

原則として午後3時までに取扱販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

証券取引所の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止することおよび既に受付けた申込みの受付を取消すことがあります。

取扱コース

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります（取扱販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）。

分配金再投資コースを選択した場合、取扱販売会社と「自動けいぞく（累積）投資契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含まれます）を締結します。

申込単位

1円以上1円単位とします。

申込価額（発行価額）

取得申込受付日の基準価額とします。

販売価額

申込価額と同額とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

申込手数料

ありません。

その他

1. ファンドの取得申込者は、取扱販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、取扱販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
2. 詳細については、取扱販売会社にお問合せください。なお、取扱販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター

電話番号 0120-762-506

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

2【換金（解約）手続等】

解約受付

取扱販売会社において、原則として毎営業日に解約の受付けを行います。

原則として午後3時までに取扱販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

証券取引所の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付けを中止することがあります。

解約単位

1口単位です。

解約価額

解約請求受付日の基準価額とします。

解約手数料はありません。

信託財産留保額

ありません。

支払開始日

解約請求受付日から起算して、原則として4営業日目からお支払いします。

その他

1. 受益者が解約請求をするときは、取扱販売会社に対し、振替受益権をもって行います。委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
2. 解約請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該中止以前に行った当日の解約請求を撤回することができます。ただし、受益者が解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして前記の規定に準じて算出した価額とします。
3. 詳細については、取扱販売会社にお問合せください。なお、取扱販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター

電話番号 0120-762-506

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を差引いた金額（「純資産総額」といいます）を計算日の受益権総口数で割った金額をいいます。

ファンドおよびマザーファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

| 主な投資資産 | 評価方法の概要 |
|---------|-----------------|
| マザーファンド | 計算日の基準価額で評価します。 |

| | |
|----------|---------------------------|
| 国内株式 | 証券取引所における計算日の最終相場で評価します。 |
| 国内株式先物取引 | 証券取引所の発表する計算日の清算値段で評価します。 |

外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます)の円換算については、原則として国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額につきましては、取扱販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター

電話番号 0120-762-506

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで)

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限です。

(4)【計算期間】

毎年3月6日から翌年3月5日までとします。ただし、第1計算期間は、平成18年7月21日から平成19年3月5日までとします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの償還日とします。

(5)【その他】

繰上償還

1. 委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ・この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
 - ・やむを得ない事情が発生したとき
2. 委託会社は、前記1.により解約するときには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
3. 前記2.の公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てることができる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月以上設けるものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を申立てた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるときは、前記1.の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記3.から5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じてい

る場合であって、前記3.の一定の期間を1ヵ月以上設けることが困難な場合には適用しません。

7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約しファンドを終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「 約款の変更 4. 」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。
9. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は後記「 約款の変更 」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。
10. 償還金については、原則として償還日から起算して5営業日目(償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目)までにお支払いします。

約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することができます。この場合、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
3. 前記2.の公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てることができる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月以上設けるものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を申立てた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるときは、前記1.の約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは前記1.から5.の規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

前記「 繰上償還 」に規定する信託契約の解約または前記「 約款の変更 」に規定する約款の変更を行う場合において、「 繰上償還 3. 」または「 約款の変更 3. 」の一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権の買取りを請求することができます。ただし、当該買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および取扱販売会社の協議により決定します。

公告

公告は電子公告により行い、次の委託会社のホームページに掲載します。

ホームページアドレス <http://www.nam.co.jp/>

電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの計算期間の末日毎に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証

券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを取扱販売会社を通じてファンドの知られたる受益者に交付します。

信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と取扱販売会社との間で締結された「受益権の募集・販売の取扱等に関する契約」は、契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、取扱販売会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者には、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利があります。

分配金受取コースの場合、原則として決算日から起算して5営業日目までに取扱販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

分配金再投資コースの場合、決算日の翌営業日に再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金に対する請求権

受益者には、持分に応じて償還金を請求する権利があります。原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目）までに取扱販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

(3) 解約請求権

受益者には、持分に応じて解約請求する権利があります。権利行使の方法等については、前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する法令で定められた帳簿書類の閲覧を請求することができます。

(5) 反対者の買取請求権

前記「1 資産管理等の概要 (5) その他 反対者の買取請求権」の項をご参照ください。

第4【ファンドの経理状況】

1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間（平成20年3月6日から平成21年3月5日まで）の財務諸表については監査法人トーマツによる監査を受け、また、第4期計算期間（平成21年3月6日から平成22年3月5日まで）の財務諸表については有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

1【財務諸表】

DCニッセイ日本勝ち組ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第3期 (平成21年3月5日現在) | 第4期 (平成22年3月5日現在) |
|-----------------|----------------------|----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 212,038 | 575,173 |
| 親投資信託受益証券 | 74,589,244 | 144,692,597 |
| 未収入金 | 240,000 | 120,000 |
| 流動資産合計 | 75,041,282 | 145,387,770 |
| 資産合計 | 75,041,282 | 145,387,770 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | - | 14,576 |
| 未払受託者報酬 | 43,579 | 65,784 |
| 未払委託者報酬 | 392,611 | 592,348 |
| その他未払費用 | 12,992 | 19,658 |
| 流動負債合計 | 449,182 | 692,366 |
| 負債合計 | 449,182 | 692,366 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 147,966,219 | 208,032,495 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 73,374,119 | 63,337,091 |
| 純資産合計 | 74,592,100 | 144,695,404 |
| 負債純資産合計 | 75,041,282 | 145,387,770 |

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第3期 （自平成20年3月6日 至平成21年3月5日） | 第4期 （自平成21年3月6日 至平成22年3月5日） |
|---|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 68 | 3 |
| 有価証券売買等損益 | 55,735,367 | 30,353,353 |
| 営業収益合計 | 55,735,299 | 30,353,356 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 107,738 | 120,908 |
| 委託者報酬 | 970,483 | 1,088,773 |
| その他費用 | 32,167 | 36,108 |
| 営業費用合計 | 1,110,388 | 1,245,789 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | 56,845,687 | 29,107,567 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | 56,845,687 | 29,107,567 |
| 当期純利益又は当期純損失（ ） | 56,845,687 | 29,107,567 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ） | 4,392,611 | 3,247,750 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 9,267,999 | 73,374,119 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 1,989,054 | 12,131,188 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 1,969,283 | 12,131,188 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 19,771 | - |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 13,642,098 | 27,953,977 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 13,642,098 | - |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | - | 27,953,977 |
| 分配金 | - | - |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 73,374,119 | 63,337,091 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | 第3期 (自平成20年3月6日 至平成21年3月5日) | 第4期 (自平成21年3月6日 至平成22年3月5日) |
|-----------------|--|-----------------------------------|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、計算期間末 日の基準価額で評価しております。 | 親投資信託受益証券 同左 |

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 第3期 (平成21年3月5日現在) | 第4期 (平成22年3月5日現在) |
|---|----------------------|----------------------|
| 1. 当該計算期間の末日における受益権総数 | 147,966,219口 | 208,032,495口 |
| 2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 | 73,374,119円 | 63,337,091円 |
| 3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 0.5041円 (5,041円) | 0.6955円 (6,955円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第3期 (自平成20年3月6日 至平成21年3月5日) | 第4期 (自平成21年3月6日 至平成22年3月5日) |
|--|--|
| <p>分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(16,690,521円)、及び分配準備積立金(893,080円)より、分配対象収益は17,583,601円(1口当たり0.118835円)ですが、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配は見送り(0円)としております。</p> | <p>分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(3円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(23,960,018円)、及び分配準備積立金(761,672円)より、分配対象収益は24,721,693円(1口当たり0.118836円)ですが、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配は見送り(0円)としております。</p> |

(関連当事者との取引に関する注記)

| 第3期 (自平成20年3月6日 至平成21年3月5日) | 第4期 (自平成21年3月6日 至平成22年3月5日) |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 該当事項はありません。 | 同左 |

(重要な後発事象に関する注記)

| 第3期 （自平成20年3月6日 至平成21年3月5日） | 第4期 （自平成21年3月6日 至平成22年3月5日） |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 該当事項はありません。 | 同左 |

（その他の注記）

1 開示対象ファンドの計算期間における元本額の変動

| 項目 | 第3期 （平成21年3月5日現在） | 第4期 （平成22年3月5日現在） |
|-----------|----------------------|----------------------|
| 期首元本額 | 123,545,221円 | 147,966,219円 |
| 期中追加設定元本額 | 49,015,617円 | 85,784,669円 |
| 期中一部解約元本額 | 24,594,619円 | 25,718,393円 |

2 有価証券関係

第3期（平成21年3月5日現在）

売買目的有価証券

| 種類 | 貸借対照表計上額（円） | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
|-----------|-------------|------------------------|
| 親投資信託受益証券 | 74,589,244 | 52,688,779 |
| 合計 | 74,589,244 | 52,688,779 |

第4期（平成22年3月5日現在）

売買目的有価証券

| 種類 | 貸借対照表計上額（円） | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
|-----------|-------------|------------------------|
| 親投資信託受益証券 | 144,692,597 | 27,166,987 |
| 合計 | 144,692,597 | 27,166,987 |

3 デリバティブ取引関係

第3期（自平成20年3月6日 至平成21年3月5日）

当ファンドは、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第4期（自平成21年3月6日 至平成22年3月5日）

当ファンドは、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

| 種類 | 銘柄 | 券面総額（口） | 評価額（円） | 備考 |
|-----------|------------------|-------------|-------------|----|
| 親投資信託受益証券 | ニッセイ日本勝ち組マザーファンド | 102,728,149 | 144,692,597 | |
| 合計 | | 102,728,149 | 144,692,597 | |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

<参考>

開示対象ファンド（DCニッセイ日本勝ち組ファンド）は、「ニッセイ日本勝ち組マザーファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。開示対象ファンドの計算期間末日（以下、「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

「ニッセイ日本勝ち組マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

(単位：円)

| | (平成21年3月5日現在) | (平成22年3月5日現在) |
|----------|----------------|----------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 523,905,260 | 420,505,539 |
| 株式 | 11,027,291,400 | 16,653,105,100 |
| 派生商品評価勘定 | 1,156,375 | 540,550 |
| 未収入金 | - | 1,254,800 |
| 未収配当金 | 25,670,600 | 23,527,700 |
| 前払金 | 6,765,000 | 14,285,000 |
| 差入委託証拠金 | 34,410,000 | - |
| 流動資産合計 | 11,619,198,635 | 17,113,218,689 |
| 資産合計 | 11,619,198,635 | 17,113,218,689 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | 2,984,650 | - |
| 未払金 | - | 10,222,100 |

| | | |
|-------------|----------------|----------------|
| 未払解約金 | 288,510,000 | 378,270,000 |
| 流動負債合計 | 291,494,650 | 388,492,100 |
| 負債合計 | 291,494,650 | 388,492,100 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 11,205,411,446 | 11,874,553,558 |
| 剰余金 | | |
| 剰余金又は欠損金() | 122,292,539 | 4,850,173,031 |
| 純資産合計 | 11,327,703,985 | 16,724,726,589 |
| 負債純資産合計 | 11,619,198,635 | 17,113,218,689 |

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | (自平成20年3月6日 至平成21年3月5日) | (自平成21年3月6日 至平成22年3月5日) |
|----------------------|--|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、証券取引所における計算日の最終相場によっております。 | 株式 同左 |
| 2. デリバティブの評価基準及び評価方法 | 株価指数先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、証券取引所の発表する計算日の清算値段によっております。 本マザーファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引に係るものであります。 | 株価指数先物取引 同左 同左 |
| 3. 収益及び費用の計上基準 | (1) 受取配当金 株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額については入金時に計上しております。 (2) 派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 | (1) 受取配当金 同左 (2) 派生商品取引等損益の計上基準 同左 |

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | (平成21年3月5日現在) | (平成22年3月5日現在) |
|--|-----------------|-----------------|
| 1. 担保に供している資産 先物取引に係る差入委託証拠金の代用として差し入れている有価証券 | 株式 29,850,000円 | 株式 341,250,000円 |
| 2. 計算日における受益権総数 | 11,205,411,446口 | 11,874,553,558口 |

| | | |
|------------------------------|----------------------|----------------------|
| 3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 1.0109円 (10,109円) | 1.4085円 (14,085円) |
|------------------------------|----------------------|----------------------|

(関連当事者との取引に関する注記)

| | |
|----------------------------|----------------------------|
| (自平成20年3月6日 至平成21年3月5日) | (自平成21年3月6日 至平成22年3月5日) |
| 該当事項はありません。 | 同左 |

(重要な後発事象に関する注記)

| | |
|----------------------------|----------------------------|
| (自平成20年3月6日 至平成21年3月5日) | (自平成21年3月6日 至平成22年3月5日) |
| 該当事項はありません。 | 同左 |

(その他の注記)

1 開示対象ファンドの計算期間における本マザーファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

| 項目 | (平成21年3月5日現在) | (平成22年3月5日現在) |
|-----------------|-----------------|-----------------|
| 同計算期間の期首元本額 | 9,093,757,714円 | 11,205,411,446円 |
| 同計算期間中の追加設定元本額 | 2,813,589,842円 | 2,564,698,255円 |
| 同計算期間中の一部解約元本額 | 701,936,110円 | 1,895,556,143円 |
| 同計算期間末日の元本額 | 11,205,411,446円 | 11,874,553,558円 |
| 上記元本額の内訳 | | |
| ニッセイ日本勝ち組ファンド | 11,131,626,458円 | 11,771,825,409円 |
| DCニッセイ日本勝ち組ファンド | 73,784,988円 | 102,728,149円 |
| 合計 | 11,205,411,446円 | 11,874,553,558円 |

2 有価証券関係

(平成21年3月5日現在)

売買目的有価証券

| 種類 | 貸借対照表計上額(円) | 当期間の損益に含まれた評価差額(円) |
|----|----------------|--------------------|
| 株式 | 11,027,291,400 | 7,283,787,718 |
| 合計 | 11,027,291,400 | 7,283,787,718 |

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首(平成20年3月6日)から計算日までの期間に対応するものであります。

(平成22年3月5日現在)

売買目的有価証券

| 種類 | 貸借対照表計上額(円) | 当期間の損益に含まれた評価差額(円) |
|----|----------------|--------------------|
| 株式 | 16,653,105,100 | 2,684,850,748 |
| 合計 | 16,653,105,100 | 2,684,850,748 |

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首(平成21年3月6日)から計算日まで

の期間に対応するものであります。

3 デリバティブ取引関係

取引の状況に関する事項

| (自平成20年3月6日 至平成21年3月5日) | (自平成21年3月6日 至平成22年3月5日) |
|--|--|
| <p>1. 取引の内容 利用している取引は、株式関連で国内の株価指数先物取引であります。</p> <p>2. 取引に対する取組方針 国内の株価指数先物取引は、ファンドの運用の効率化を図るため、将来の価格変動リスクの回避目的に限定せずに利用する場合があります。但し、投機目的の取引は行わない方針であります。</p> <p>3. 取引の利用目的 国内の株価指数先物取引は、ファンド資金の流入等に伴う組入比率やキャッシュ・ポジションの調整、現物資産の流動性や取引コスト等を勘案した場合の代替など、ファンドの効率的な運用に資することを目的に利用します。</p> <p>4. 取引に係るリスクの内容 利用している取引については、市場リスクすなわち株価指数の変動リスクがあります。</p> | <p>1. 取引の内容 同左</p> <p>2. 取引に対する取組方針 同左</p> <p>3. 取引の利用目的 同左</p> <p>4. 取引に係るリスクの内容 同左</p> |

| (自平成20年3月6日 至平成21年3月5日) | (自平成21年3月6日 至平成22年3月5日) |
|---|--|
| <p>5. 取引に係るリスク管理体制 取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。</p> <p>6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項における契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体が取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p> | <p>5. 取引に係るリスク管理体制 同左</p> <p>6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p> |

取引の時価等に関する事項

(平成21年3月5日現在)

株式関連

| 区分 | 種類 | 契約額等(円) | 契約額等のうち1 年超(円) | 時価(円) | 評価損益(円) |
|----|----|---------|-------------------|-------|---------|
| | | | | | |

| | | | | | |
|------|----------------|-------------|---|-------------|-----------|
| 市場取引 | 株価指数先物取引 買建 | 275,258,275 | - | 273,430,000 | 1,828,275 |
| 合計 | | 275,258,275 | - | 273,430,000 | 1,828,275 |

（注1）時価の算定方法

- 1．先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
- 2．先物取引の評価においては、証券取引所の発表する計算日の清算値段によっております。

（注2）評価損益の算定方法

評価損益は、本マザーファンドの期首（平成20年3月6日）から計算日までの期間に対応するものであります。

（平成22年3月5日現在）

株式関連

| 区分 | 種類 | 契約額等（円） | 契約額等のうち1 年超（円） | 時価（円） | 評価損益（円） |
|------|----------------|------------|-------------------|------------|---------|
| 市場取引 | 株価指数先物取引 買建 | 54,059,450 | - | 54,600,000 | 540,550 |
| 合計 | | 54,059,450 | - | 54,600,000 | 540,550 |

（注1）時価の算定方法

- 1．先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
- 2．先物取引の評価においては、証券取引所の発表する計算日の清算値段によっております。

（注2）評価損益の算定方法

評価損益は、本マザーファンドの期首（平成21年3月6日）から計算日までの期間に対応するものであります。

（3）附属明細表（平成22年3月5日現在）

第1 有価証券明細表

株式

| 銘柄 | 株式数 | 評価額 | | 備考 |
|-----------------|-----------|---------|-------------|------------------|
| | | 単価（円） | 金額（円） | |
| 大和ハウス工業 | 549,000 | 993 | 545,157,000 | |
| キリンホールディングス | 374,000 | 1,282 | 479,468,000 | |
| J T | 1,820 | 324,000 | 589,680,000 | |
| セブン&アイ・ホールディングス | 288,700 | 1,942 | 560,655,400 | |
| 旭化成 | 1,153,000 | 471 | 543,063,000 | |
| 電通 | 254,600 | 2,220 | 565,212,000 | |
| 新日本石油 | 1,280,000 | 475 | 608,000,000 | |
| ブリヂストン | 336,500 | 1,542 | 518,883,000 | |
| 新日本製鐵 | 1,493,000 | 343 | 512,099,000 | うち代用有価証券500,000株 |
| 住友電気工業 | 475,800 | 1,091 | 519,097,800 | |
| コマツ | 289,900 | 1,842 | 533,995,800 | |
| 三菱電機 | 803,000 | 764 | 613,492,000 | |
| 京セラ | 66,000 | 8,150 | 537,900,000 | |
| パナソニック電工 | 481,000 | 1,099 | 528,619,000 | |
| 三菱重工業 | 1,672,000 | 338 | 565,136,000 | |
| トヨタ自動車 | 141,400 | 3,395 | 480,053,000 | うち代用有価証券50,000株 |
| キヤノン | 142,100 | 3,890 | 552,769,000 | |
| 凸版印刷 | 712,000 | 760 | 541,120,000 | |

| | | | | |
|-------------------|-----------|--------|-------------|--|
| 任天堂 | 24,800 | 26,300 | 652,240,000 | |
| 三菱商事 | 248,000 | 2,287 | 567,176,000 | |
| 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 1,143,000 | 458 | 523,494,000 | |
| 横浜銀行 | 1,257,000 | 428 | 537,996,000 | |
| 三菱UFJリース | 194,860 | 3,175 | 618,680,500 | |
| 東京海上ホールディングス | 210,300 | 2,502 | 526,170,600 | |
| 東日本旅客鉄道 | 89,100 | 6,200 | 552,420,000 | |
| 日本通運 | 1,411,000 | 374 | 527,714,000 | |
| 日本郵船 | 1,891,000 | 336 | 635,376,000 | |

| 銘柄 | 株式数 | 評価額 | | 備考 |
|--------|------------|-------|----------------|----|
| | | 単価（円） | 金額（円） | |
| 日本電信電話 | 145,200 | 3,900 | 566,280,000 | |
| 東京ガス | 1,480,000 | 397 | 587,560,000 | |
| ヤマダ電機 | 89,460 | 6,300 | 563,598,000 | |
| 合計 | 18,697,540 | - | 16,653,105,100 | |

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

デリバティブ取引関係注記に記載したとおりであります。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成22年4月30日現在）

| | |
|------------|---------------|
| 資産総額 | 166,902,969 円 |
| 負債総額 | 314,305 円 |
| 純資産総額（ - ） | 166,588,664 円 |

| | |
|--------------------------|---------------|
| 発行済数量 | 217,162,554 口 |
| 1万口当たり純資産額 (/ × 10000) | 7,671 円 |

第5【設定及び解約の実績】

| | | 設定数量(口) | 解約数量(口) | 発行済数量(口) |
|-----|---------------------------|-------------|------------|-------------|
| 第1期 | 自平成18年7月21日 至平成19年3月5日 | 10,000,000 | - | 10,000,000 |
| 第2期 | 自平成19年3月6日 至平成20年3月5日 | 125,393,679 | 11,848,458 | 123,545,221 |
| 第3期 | 自平成20年3月6日 至平成21年3月5日 | 49,015,617 | 24,594,619 | 147,966,219 |
| 第4期 | 自平成21年3月6日 至平成22年3月5日 | 85,784,669 | 25,718,393 | 208,032,495 |

(注) 本邦外における販売又は解約の実績はありません。

第四部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

平成22年4月末現在の委託会社の資本金は、100億円です。

委託会社が発行する株式の総数は13万1,560株で、うち発行済株式総数は10万8,448株です。

最近5年間における資本金の増減はありません。

（2）委託会社等の機構

会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会の決議により選任され、その任期は就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役を選任するとともに、取締役社長1名を選任します。また、取締役会は、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、その議長を務めます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決議します。

投資運用の意思決定機構

ファンドの個々の取引の運用指図は、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、委託会社のファンドマネジャーが行います。

ファンド毎の運用基本方針、具体的な運用ルールである運用内規および月次運用方針については、運用部門中心に構成される協議機関において市場動向・ファンダメンタルズ等の投資環境分析を踏まえ協議され、運用担当部（室）の部（室）長が決定します。

ファンドマネジャーは、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、具体的な銘柄選択を行い、組入有価証券等の売買の指図を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成22年4月末現在、委託会社が運用するファンド（公募）の本数および純資産総額合計額は以下のとおりです。（ファンド数、純資産総額合計額とも親投資信託を除きます。）

| 種類 | ファンド数（本） | 純資産総額合計額（単位：円） |
|------------|----------|-----------------|
| 追加型株式投資信託 | 64 | 859,949,578,195 |
| 追加型公社債投資信託 | 0 | 0 |
| 単位型株式投資信託 | 1 | 3,252,156,778 |
| 単位型公社債投資信託 | 0 | 0 |
| 合計 | 65 | 863,201,734,973 |

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 委託会社であるニッセイアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

なお、第13期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第14期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

2．監査証明について

当社は、第13期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）及び第14期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表について金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、第15期事業年度に係る中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

| 期別 | 注記 番号 | 第13期 (平成20年3月31日現在) | | | 第14期 (平成21年3月31日現在) | | |
|--------------|----------|------------------------|------------|------------|------------------------|------------|------------|
| | | 内訳 (千円) | 金額 (千円) | 構成比 (%) | 内訳 (千円) | 金額 (千円) | 構成比 (%) |
| (資産の部) | | | | | | | |
| 流動資産 | | | | | | | |
| 1. 現金・預金 | | | 6,400,622 | | 5,631,332 | | |
| 2. 有価証券 | | | 7,499,960 | | 5,496,391 | | |
| 3. 前払費用 | | | 174,085 | | 152,013 | | |
| 4. 未収委託者報酬 | | | 2,153,540 | | 1,531,772 | | |
| 5. 未収運用受託報酬 | 1 | | 972,771 | | 610,279 | | |
| 6. 未収投資助言報酬 | 1 | | 253,197 | | 192,707 | | |
| 7. 未収収益 | | | 21,476 | | 25,200 | | |
| 8. 未収金 | | | - | | 543,797 | | |
| 9. 貯蔵品 | | | 14,746 | | 16,973 | | |
| 10. 繰延税金資産 | | | 335,729 | | 230,986 | | |
| 11. 未収還付法人税等 | | | - | | 205,842 | | |
| 12. 未収消費税等 | | | - | | 54,100 | | |
| 13. その他 | | | 10,019 | | 310 | | |
| 流動資産計 | | | 17,836,149 | 45.0 | 14,691,707 | 39.6 | |
| 固定資産 | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---------------|---|--|-----------|-----|--|-----------|-----|
| 1. 有形固定資産 | | | | | | | |
| (1) 建物 | 2 | | 188,617 | | | 185,669 | |
| (2) 器具備品 | 2 | | 247,833 | | | 184,583 | |
| 有形固定資産計 | | | 436,450 | 1.1 | | 370,252 | 1.0 |
| 2. 無形固定資産 | | | | | | | |
| (1) 電信加入権 | | | 364 | | | 325 | |
| (2) 電話加入権 | | | 7,942 | | | 7,942 | |
| (3) ソフトウェア | | | 1,247,204 | | | 1,462,445 | |
| (4) ソフトウェア仮勘定 | | | 133,623 | | | 186,833 | |
| 無形固定資産計 | | | 1,389,135 | 3.5 | | 1,657,547 | 4.4 |

| 期別 | 科目 | 注記 番号 | 第13期 (平成20年3月31日現在) | | | 第14期 (平成21年3月31日現在) | | |
|--------------|----|----------|------------------------|------------|------------|------------------------|------------|------------|
| | | | 内訳 (千円) | 金額 (千円) | 構成比 (%) | 内訳 (千円) | 金額 (千円) | 構成比 (%) |
| 3. 投資その他の資産 | | | | | | | | |
| (1) 投資有価証券 | | 1 | | 19,082,243 | | | 18,597,384 | |
| (2) 長期差入保証金 | | | | 282,029 | | | 282,453 | |
| (3) 預託金 | | | | 753 | | | 9,707 | |
| (4) 繰延税金資産 | | | | 589,511 | | | 1,512,655 | |
| 投資その他の資産計 | | | | 19,954,537 | 50.4 | | 20,402,200 | 55.0 |
| 固定資産計 | | | | 21,780,124 | 55.0 | | 22,429,999 | 60.4 |
| 資産合計 | | | | 39,616,273 | 100.0 | | 37,121,707 | 100.0 |
| (負債の部) | | | | | | | | |
| 流動負債 | | | | | | | | |
| 1. 預り金 | | | | 22,790 | | | 24,606 | |
| 2. 未払金 | | | | | | | | |
| (1) 未払収益分配金 | | | 5,607 | | | 5,075 | | |
| (2) 未払償還金 | | | 198,403 | | | 161,779 | | |
| (3) 未払手数料 | | 1 | 805,432 | | | 564,092 | | |
| (4) その他未払金 | | | 307,587 | 1,317,031 | | 266,514 | 997,462 | |
| 3. 未払運用委託報酬 | | | | 587,208 | | | 450,155 | |
| 4. 未払投資助言報酬 | | | | 113,443 | | | 116,336 | |
| 5. 未払費用 | | 1 | | 138,618 | | | 59,744 | |
| 6. 未払法人税等 | | | | 739,421 | | | - | |
| 7. 未払事業所税 | | | | 11,822 | | | 12,813 | |
| 8. 未払消費税等 | | | | 34,584 | | | - | |
| 7. 前受運用受託報酬 | | | | 557 | | | 335 | |
| 8. 賞与引当金 | | | | 524,706 | | | 477,967 | |
| 9. その他 | | | | - | | | 106 | |
| 流動負債計 | | | | 3,490,183 | 8.8 | | 2,139,527 | 5.8 |
| 固定負債 | | | | | | | | |
| 1. 長期未払費用 | | 1 | | 66,047 | | | 5,080 | |
| 2. 退職給付引当金 | | | | 338,648 | | | 428,902 | |
| 3. 役員退職慰労引当金 | | | | 18,704 | | | 26,929 | |
| 固定負債計 | | | | 423,400 | 1.1 | | 460,912 | 1.2 |
| 負債合計 | | | | 3,913,584 | 9.9 | | 2,600,440 | 7.0 |

| 期別 | 科目 | 注記 番号 | 第13期 (平成20年3月31日現在) | | | 第14期 (平成21年3月31日現在) | | |
|---------|----|----------|------------------------|------------|------------|------------------------|------------|------------|
| | | | 内訳 (千円) | 金額 (千円) | 構成比 (%) | 内訳 (千円) | 金額 (千円) | 構成比 (%) |
| (純資産の部) | | | | | | | | |
| 株主資本 | | | | | | | | |

| | | | | | |
|--------------|------------|------------|-------|------------|-------|
| 1. 資本金 | | 10,000,000 | 25.2 | 10,000,000 | 26.9 |
| 2. 資本剰余金 | | | | | |
| 資本準備金 | | 8,281,840 | | 8,281,840 | |
| 資本剰余金計 | | 8,281,840 | 20.9 | 8,281,840 | 22.3 |
| 3. 利益剰余金 | | | | | |
| (1) 利益準備金 | | 139,807 | | 139,807 | |
| (2) その他利益剰余金 | | | | | |
| 配当準備積立金 | 120,000 | | | 120,000 | |
| 研究開発積立金 | 70,000 | | | 70,000 | |
| 別途積立金 | 350,000 | | | 350,000 | |
| 繰越利益剰余金 | 17,343,436 | 17,883,436 | | 16,954,532 | |
| 利益剰余金計 | | 18,023,243 | 45.5 | 17,634,339 | 47.5 |
| 株主資本計 | | 36,305,083 | | 35,916,179 | |
| 評価・換算差額等 | | | | | |
| その他有価証券評価差額金 | | 602,394 | 1.5 | 1,394,911 | 3.7 |
| 純資産合計 | | 35,702,689 | 90.1 | 34,521,267 | 93.0 |
| 負債・純資産合計 | | 39,616,273 | 100.0 | 37,121,707 | 100.0 |

(2) 【損益計算書】

| 期別 | 注記 番号 | 第13期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) | | | 第14期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) | | |
|--------------|----------|-------------------------------------|------------|------------|-------------------------------------|------------|------------|
| | | 内訳 (千円) | 金額 (千円) | 百分比 (%) | 内訳 (千円) | 金額 (千円) | 百分比 (%) |
| 営業収益 | | | | | | | |
| 1. 委託者報酬 | | 14,408,633 | | | 12,826,491 | | |
| 2. 運用受託報酬 | | 5,239,380 | | | 4,159,731 | | |
| 3. 投資助言報酬 | | 1,129,817 | | | 914,936 | | |
| 4. その他営業収益 | | 47,100 | | | 47,100 | | |
| 営業収益計 | | | 20,824,931 | 100.0 | | 17,948,258 | 100.0 |
| 営業費用 | | | | | | | |
| 1. 支払手数料 | | | 5,626,025 | | | 5,372,440 | |
| 2. 広告宣伝費 | | | 119,466 | | | 103,044 | |
| 3. 公告費 | | | 3,463 | | | 1,694 | |
| 4. 受益証券発行費 | | | 58 | | | 412 | |
| 5. 調査費 | | | | | | | |
| (1) 調査費 | | 812,474 | | | 862,306 | | |
| (2) 支払運用委託報酬 | | 2,992,080 | | | 2,026,740 | | |
| (3) 支払投資助言報酬 | | 442,829 | 4,247,384 | | 460,766 | 3,349,813 | |
| 6. 委託計算費 | | | 117,836 | | | 106,565 | |
| 7. 営業雑経費 | | | | | | | |
| (1) 通信費 | | 64,639 | | | 65,515 | | |
| (2) 印刷費 | | 355,410 | | | 288,824 | | |
| (3) 協会費 | | 21,686 | | | 20,669 | | |
| (4) 販売事務費 | | 24,761 | | | 24,827 | | |
| (5) その他営業雑経費 | | 288,527 | 755,025 | | 349,317 | 749,153 | |
| 営業費用計 | | | 10,869,260 | 52.2 | | 9,683,123 | 54.0 |
| 一般管理費 | | | | | | | |
| 1. 給料 | 1 | | | | | | |
| (1) 役員報酬 | | 61,539 | | | 72,379 | | |
| (2) 給料・手当 | | 2,752,245 | | | 2,884,490 | | |
| (3) 賞与 | | 317,566 | | | 298,455 | | |
| (4) その他人件費 | | 7,060 | 3,138,411 | | 8,123 | 3,263,449 | |
| 2. 退職給付負担金 | | | 61,168 | | | 50,690 | |
| 3. 海外派遣関係費 | | | 101,496 | | | 101,217 | |
| 4. 交際費 | | | 27,644 | | | 26,410 | |
| 5. 寄付金 | | | 542 | | | 254 | |
| 6. 旅費交通費 | | | 128,796 | | | 157,027 | |

| 期別 | 注記 番号 | 第13期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) | | | 第14期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) | | |
|------------------|----------|-------------------------------------|------------|------------|-------------------------------------|------------|------------|
| | | 内訳 (千円) | 金額 (千円) | 百分比 (%) | 内訳 (千円) | 金額 (千円) | 百分比 (%) |
| 7. 福利厚生費 | | | 432,033 | | | 515,594 | |
| 8. 租税公課 | | | 97,035 | | | 83,812 | |
| 9. 不動産賃借料 | | | 659,173 | | | 668,993 | |
| 10. 器具備品賃借料 | | | 5,537 | | | 4,309 | |
| 11. 器具備品費 | | | 20,042 | | | 159,935 | |
| 12. 消耗品費 | | | 129,605 | | | - | |
| 13. 業務委託費 | | | 79,467 | | | 184,831 | |
| 14. 事務委託費 | | | 119,447 | | | - | |
| 15. 賞与引当金繰入額 | | | 524,706 | | | 477,967 | |
| 16. 退職給付引当金繰入額 | | | 91,625 | | | 95,444 | |
| 17. 役員退職慰労引当金繰入額 | | | 7,487 | | | 8,875 | |
| 18. 固定資産減価償却費 | | | 539,328 | | | 581,209 | |
| 19. 諸経費 | | | 288,940 | | | 218,175 | |
| 一般管理費計 | | | 6,452,492 | 31.0 | | 6,598,198 | 36.8 |
| 営業利益 | | | 3,503,179 | 16.8 | | 1,666,937 | 9.3 |
| 営業外収益 | | | | | | | |
| 1. 受取配当金 | | | 127,663 | | | 144,552 | |
| 2. 有価証券利息 | | | 128,498 | | | 141,541 | |
| 3. 受取利息 | | | 20,304 | | | 21,378 | |
| 4. 有価証券償還益 | | | - | | | 15,898 | |
| 5. 為替差益 | | | - | | | 7,230 | |
| 6. 支払委託金時効免除益 | | | - | | | 17,320 | |
| 7. 雑収入 | | | 27,510 | | | 7,760 | |
| 営業外収益計 | | | 303,977 | 1.5 | | 355,680 | 2.0 |
| 営業外費用 | | | | | | | |
| 1. 為替差損 | | | 3,958 | | | - | |
| 2. 雑損失 | | | 2,966 | | | 3,696 | |
| 営業外費用計 | | | 6,924 | 0.0 | | 3,696 | 0.0 |
| 経常利益 | | | 3,800,231 | 18.2 | | 2,018,922 | 11.2 |
| 特別利益 | | | | | | | |
| 1. 投資有価証券売却益 | | | - | | | 106,062 | |
| 2. 投資有価証券償還益 | | | 252,360 | | | - | |
| 3. 事故受取保険金 | | | - | | | 9,024 | |
| 4. 賞与引当金戻入益 | | | 4,982 | | | 3,979 | |
| 特別利益計 | | | 257,342 | 1.2 | | 119,065 | 0.7 |

| 期別 | 注記 番号 | 第13期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) | | | 第14期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) | | |
|---------------------------|----------|-------------------------------------|------------|------------|-------------------------------------|------------|------------|
| | | 内訳 (千円) | 金額 (千円) | 百分比 (%) | 内訳 (千円) | 金額 (千円) | 百分比 (%) |
| 特別損失 | | | | | | | |
| 1. 固定資産除却損 | 3 | | 8,147 | | | 5,640 | |
| 2. 投資有価証券売却損 | | | 30,634 | | | 492,455 | |
| 3. 投資有価証券評価損 | | | - | | | 1,831,471 | |
| 4. 事故損失賠償金 | 2 | | 1,959 | | | 31,629 | |
| 特別損失計 | | | 40,741 | 0.2 | | 2,361,196 | 13.2 |
| 税引前当期純利益又は 税引前当期純損失() | | | 4,016,832 | 19.3 | | 223,208 | 1.2 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 1,737,237 | | | 554,304 | | |
| 法人税等調整額 | | 52,020 | 1,685,217 | 8.1 | 524,168 | 30,135 | 0.2 |
| 当期純利益又は 当期純損失() | | | 2,331,615 | 11.2 | | 253,344 | 1.4 |

(3)【株主資本等変動計算書】

第13期(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(単位:千円)

| | | |
|--------------|-----------|--|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 前期末残高 | 10,000,000 |
| | 当期変動額 | - |
| | 当期末残高 | 10,000,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 前期末残高 | 8,281,840 |
| | 当期変動額 | - |
| | 当期末残高 | 8,281,840 |
| 資本剰余金合計 | 前期末残高 | 8,281,840 |
| | 当期変動額 | - |
| | 当期末残高 | 8,281,840 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 前期末残高 | 139,807 |
| | 当期変動額 | - |
| | 当期末残高 | 139,807 |
| その他利益剰余金 | | |
| 配当準備積立金 | 前期末残高 | 120,000 |
| | 当期変動額 | - |
| | 当期末残高 | 120,000 |
| 研究開発積立金 | 前期末残高 | 70,000 |
| | 当期変動額 | - |
| | 当期末残高 | 70,000 |
| 特別償却準備金 | 前期末残高 | 5,204 |
| | 当期変動額 | 特別償却準備金取崩 5,204 |
| | 当期末残高 | - |
| 別途積立金 | 前期末残高 | 350,000 |
| | 当期変動額 | - |
| | 当期末残高 | 350,000 |
| 繰越利益剰余金 | 前期末残高 | 15,142,176 |
| | 当期変動額 | 剰余金の配当 135,560 当期純利益 2,331,615 特別償却準備金取崩 5,204 |
| | 当期末残高 | 17,343,436 |
| | 利益剰余金合計 | 前期末残高 15,827,188 当期変動額 2,196,055 当期末残高 18,023,243 |
| 株主資本合計 | 前期末残高 | 34,109,028 |
| | 当期変動額 | 2,196,055 |
| | 当期末残高 | 36,305,083 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 前期末残高 | 309,022 |
| | 当期変動額(純額) | 911,416 |
| | 当期末残高 | 602,394 |
| 評価・換算差額等合計 | 前期末残高 | 309,022 |
| | 当期変動額 | 911,416 |
| | 当期末残高 | 602,394 |
| 純資産合計 | 前期末残高 | 34,418,050 |
| | 当期変動額 | 1,284,639 |
| | 当期末残高 | 35,702,689 |

第14期(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

(単位:千円)

| | | |
|------|-------|------------|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 前期末残高 | 10,000,000 |

| | | |
|--------------|-----------|---------------------------------------|
| | 当期変動額 | - |
| | 当期末残高 | 10,000,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 前期末残高 | 8,281,840 |
| | 当期変動額 | - |
| | 当期末残高 | 8,281,840 |
| 資本剰余金合計 | 前期末残高 | 8,281,840 |
| | 当期変動額 | - |
| | 当期末残高 | 8,281,840 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 前期末残高 | 139,807 |
| | 当期変動額 | - |
| | 当期末残高 | 139,807 |
| その他利益剰余金 | | |
| 配当準備積立金 | 前期末残高 | 120,000 |
| | 当期変動額 | - |
| | 当期末残高 | 120,000 |
| 研究開発積立金 | 前期末残高 | 70,000 |
| | 当期変動額 | - |
| | 当期末残高 | 70,000 |
| 別途積立金 | 前期末残高 | 350,000 |
| | 当期変動額 | - |
| | 当期末残高 | 350,000 |
| 繰越利益剰余金 | 前期末残高 | 17,343,436 |
| | 当期変動額 | 剰余金の配当 当期純損失 135,560 253,344 |
| | 当期末残高 | 16,954,532 |
| 利益剰余金合計 | 前期末残高 | 18,023,243 |
| | 当期変動額 | 388,904 |
| | 当期末残高 | 17,634,339 |
| 株主資本合計 | 前期末残高 | 36,305,083 |
| | 当期変動額 | 388,904 |
| | 当期末残高 | 35,916,179 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 前期末残高 | 602,394 |
| | 当期変動額（純額） | 792,517 |
| | 当期末残高 | 1,394,911 |
| 評価・換算差額等合計 | 前期末残高 | 602,394 |
| | 当期変動額 | 792,517 |
| | 当期末残高 | 1,394,911 |
| 純資産合計 | 前期末残高 | 35,702,689 |
| | 当期変動額 | 1,181,422 |
| | 当期末残高 | 34,521,267 |

(重要な会計方針)

| 第13期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) | 第14期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) |
|---|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。 その他有価証券 | 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 満期保有目的の債券 同左 その他有価証券 |

| | |
|--|--|
| <p>時価のあるもの ...決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。</p> <p>時価のないもの ...移動平均法に基づく原価法によっております。 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の財務諸表を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法 有形固定資産 定率法によっております。なお主な耐用年数は、建物3～15年、器具備品2～20年であります。</p> <p>無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p> <p>3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> | <p>時価のあるもの 同左</p> <p>時価のあるもの 同左</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法 有形固定資産 同左</p> <p>無形固定資産 同左</p> <p>3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 同左</p> |
|--|--|

| <p>第13期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）</p> | <p>第14期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）</p> |
|--|---|
| <p>4. 引当金の計上基準 賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、当事業年度末在籍者に対する支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額（簡便法により自己都合退職による期末要支給額の100%）を計上しております。なお受入出向者については、退職給付負担金を出向元に戻入しているため、退職給付引当金は計上しておりません。</p> <p>役員退任慰労金引当金 役員への退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> | <p>4. 引当金の計上基準 賞与引当金 同左</p> <p>退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額（簡便法により自己都合退職による期末要支給額の100%）を計上しております。なお受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上しておりません。</p> <p>役員退職慰労金引当金 役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>5. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>6. 消費税及び地方消費税の会計処理 税抜方式によっております。</p> | <p>5. リース取引の処理方法 平成19年3月31日以前に契約をした、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>6. 消費税及び地方消費税の会計処理 同左</p> |
|--|---|

(会計処理の変更)

| <p>第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p> | <p>第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p> |
|--|--|
| <p>当事業年度より、平成19年度の法人税法の改正（所得税法等の一部を改正する法律（平成19年3月30日法律第6号）及び法人税法施行令の一部を改正する政令（平成19年3月30日政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>なお、当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。</p> | |
| | <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当期より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>この変更による影響はありません。</p> |

(表示方法の変更)

| <p>第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p> | <p>第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p> |
|--|--|
| | |

| | |
|---|--|
| <p>(貸借対照表)</p> <p>1. 金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号））に伴い、前事業年度において、「未収投資顧問料」として表示した未収収益のうち、投資一任契約によって得た分については、当事業年度から「未収運用受託報酬」として表示し、投資助言契約によって得た分については、「未収投資助言報酬」として表示しております。</p> <p>なお、前事業年度の「未収投資顧問料」に含まれる「未収運用受託報酬」は1,047,517千円、「未収投資助言報酬」は282,683千円であります。</p> <p>2. 金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号））に伴い、前事業年度において、「未払費用」として表示していた未払費用のうち、投資一任契約によって支払う分については、当事業年度から「未払運用委託報酬」として表示し、投資助言契約によって支払う分については、「未払投資助言報酬」として表示しております。</p> <p>なお、前事業年度の「未払費用」に含まれる「未払運用委託報酬」は731,340千円、「未払投資助言報酬」は96,655千円であります。</p> <p>3. 金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号））に伴い、前事業年度において、「前受投資顧問料」として表示していた前受収益のうち、投資一任契約によって得た分については、当事業年度から「前受運用受託報酬」として表示しております。</p> <p>なお、前事業年度の「前受投資顧問料」に含まれる「前受運用受託報酬」は558千円であります。</p> <p>4.</p> | <p>(貸借対照表)</p> <p>1.</p> <p>2.</p> <p>3.</p> <p>4. 前期において、「役員退任慰労金引当金」として表示していたものは、「役員退職慰労引当金」として表示しております。</p> |
| <p>第13期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）</p> | <p>第14期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）</p> |

| (損益計算書) | (損益計算書) |
|--|-------------------------------|
| <p>1. 金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号））に伴い、前事業年度において、「投資顧問料」として表示していた収益のうち、投資一任契約によって得た分については、当事業年度から「運用受託報酬」として表示し、投資助言契約によって得た分については、「投資助言報酬」として表示しております。</p> <p>なお、前事業年度の「投資顧問料」に含まれる「運用受託報酬」は5,042,932千円、「投資助言報酬」は1,170,459千円であります。</p> <p>2. 金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号））に伴い、前事業年度において、「支払投資顧問料」として表示していた費用のうち、投資一任契約によって支払った分については、当事業年度から「支払運用委託報酬」として表示し、投資助言契約によって支払った分については、「支払投資助言報酬」として表示しております。</p> <p>なお、前事業年度の「支払投資顧問料」に含まれる「支払運用委託報酬」は3,908,052千円、「支払投資助言報酬」は382,687千円であります。</p> <p>3. 前事業年度まで営業外費用として表示しておりました「事故損失賠償金」は、毎期経常的に発生する性質のものではないため、当事業年度から特別損失として表示しております。</p> | <p>1.</p> <p>2.</p> <p>3.</p> |

(注記事項)

(貸借対照表関係)

| 第13期 (平成20年3月31日現在) | 第14期 (平成21年3月31日現在) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|------------------------|-----------|----------|-----------|---------|-----------|---|----------|-----------|----------|-----------|----------|--|----------|-----------|----------|-----------|---------|-----------|-------|----------|------|----------|--------|---------|
| <p>1. 関係会社に対する資産及び負債は以下のとおりであり、すべて親会社に対するものであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">未収運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">216,803千円</td> </tr> <tr> <td>未収投資助言報酬</td> <td style="text-align: right;">228,642千円</td> </tr> <tr> <td>長期差入保証金</td> <td style="text-align: right;">265,746千円</td> </tr> <tr> <td>未払手数料</td> <td style="text-align: right;">77,175千円</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td style="text-align: right;">85,684千円</td> </tr> <tr> <td>長期未払費用</td> <td style="text-align: right;">66,047千円</td> </tr> </table> | 未収運用受託報酬 | 216,803千円 | 未収投資助言報酬 | 228,642千円 | 長期差入保証金 | 265,746千円 | 未払手数料 | 77,175千円 | 未払費用 | 85,684千円 | 長期未払費用 | 66,047千円 | <p>1. 関係会社に対する資産及び負債は以下のとおりであり、すべて親会社に対するものであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">未収運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">171,771千円</td> </tr> <tr> <td>未収投資助言報酬</td> <td style="text-align: right;">178,612千円</td> </tr> <tr> <td>長期差入保証金</td> <td style="text-align: right;">265,746千円</td> </tr> <tr> <td>未払手数料</td> <td style="text-align: right;">55,046千円</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td style="text-align: right;">72,525千円</td> </tr> <tr> <td>長期未払費用</td> <td style="text-align: right;">5,080千円</td> </tr> </table> | 未収運用受託報酬 | 171,771千円 | 未収投資助言報酬 | 178,612千円 | 長期差入保証金 | 265,746千円 | 未払手数料 | 55,046千円 | 未払費用 | 72,525千円 | 長期未払費用 | 5,080千円 |
| 未収運用受託報酬 | 216,803千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未収投資助言報酬 | 228,642千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 長期差入保証金 | 265,746千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未払手数料 | 77,175千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未払費用 | 85,684千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 長期未払費用 | 66,047千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未収運用受託報酬 | 171,771千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未収投資助言報酬 | 178,612千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 長期差入保証金 | 265,746千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未払手数料 | 55,046千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未払費用 | 72,525千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 長期未払費用 | 5,080千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>2. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">建物</td> <td style="text-align: right;">111,822千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">504,714千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">616,537千円</td> </tr> </table> | 建物 | 111,822千円 | 器具備品 | 504,714千円 | 合計 | 616,537千円 | <p>2. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">建物</td> <td style="text-align: right;">141,871千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">549,361千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">691,233千円</td> </tr> </table> | 建物 | 141,871千円 | 器具備品 | 549,361千円 | 合計 | 691,233千円 | | | | | | | | | | | | |
| 建物 | 111,822千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 器具備品 | 504,714千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 616,537千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建物 | 141,871千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 器具備品 | 549,361千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 691,233千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|--|----|
| 3. 営業保証金の供託に代えて、金融機関に37,500千円の支払保証を委託しており、保証が実行された場合には当社に同額の求償債務が生じることとなります。 | 3. |
|--|----|

(損益計算書関係)

| 第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) | 第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|--|---|
| 1. 役員報酬の限度額は以下のとおりであります。 取締役 180,000千円 監査役 30,000千円 | 1. 同左 |
| 2. | 2. 支払委託金時効免除益は、時効成立のため利益計上した償還金によるものであります。 |
| 3. 事故損失賠償金は、当社の事務処理誤り等により受託資産に生じた損失を当社が賠償したものであります。 | 3. 同左 |
| 4. | 4. 事故受取保険金は、当社が賠償した当社の事務処理誤り等による受託資産に生じた損失に係る損害賠償責任保険契約に基づき、受取った保険金であります。 |
| 5. 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。 器具備品 8,147千円 合計 8,147千円 | 5. 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。 器具備品 5,640千円 合計 5,640千円 |

(株主資本等変動計算書関係)

| 第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) | 第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|---|---|
| 1. 発行済株式の種類及び総数は以下のとおりであります。 前事業年度末発行済株式総数 普通株式 108,448株 当事業年度末発行済株式総数 普通株式 108,448株 当事業年度に増加または減少した発行済株式数 なし | 1. 発行済株式の種類及び総数は以下のとおりであります。 前事業年度末発行済株式総数 普通株式 108,448株 当事業年度末発行済株式総数 普通株式 108,448株 当事業年度に増加または減少した発行済株式数 なし |

| 2. 配当に関する事項 | 2. 配当に関する事項 |
|--|--|
| <p>配当金支払額 平成19年6月27日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項</p> <p>株式の種類 普通株式 配当金の総額 135,560千円 1株当たり配当額 1,250円 基準日 平成19年3月31日 効力発生日 平成19年6月27日</p> <p>基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 平成20年6月23日開催の定時株主総会決議において、次のとおり決議することを予定しております。</p> <p>株式の種類 普通株式 配当金の総額 135,560千円 配当の原資 利益剰余金 1株当たり配当額 1,250円 基準日 平成20年3月31日 効力発生日 平成20年6月23日</p> | <p>配当金支払額 平成20年6月23日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項</p> <p>株式の種類 普通株式 配当金の総額 135,560千円 1株当たり配当額 1,250円 基準日 平成20年3月31日 効力発生日 平成20年6月23日</p> <p>基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 平成21年6月26日開催の定時株主総会決議において、次のとおり決議することを予定しております。</p> <p>株式の種類 普通株式 配当金の総額 135,560千円 配当の原資 利益剰余金 1株当たり配当額 1,250円 基準日 平成21年3月31日 効力発生日 平成21年6月26日</p> |

(リース取引関係)

| 第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) | 第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---------------------------------------|-------------|-------------|---------|------|--------------|-------------|-------------|-----|---------|-----|---------|----|---------|---|--|---------|------------|---------|------|-------------|-------------|-------------|-----|---------|-----|---------|----|---------|
| <p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額</th> <th>減価償却累計額相当額</th> <th>期末残高相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具備品</td> <td>千円 12,105</td> <td>千円 6,640</td> <td>千円 5,464</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>2,369千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>3,337千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,706千円</td> </tr> </tbody> </table> | | 取得価額相当額 | 減価償却累計額相当額 | 期末残高相当額 | 器具備品 | 千円 12,105 | 千円 6,640 | 千円 5,464 | 1年内 | 2,369千円 | 1年超 | 3,337千円 | 合計 | 5,706千円 | <p>1. リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引は、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」適用初年度開始前であるため、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。その内容は以下のとおりであります。</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額</th> <th>減価償却累計額相当額</th> <th>期末残高相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具備品</td> <td>千円 9,538</td> <td>千円 6,386</td> <td>千円 3,151</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>1,997千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,340千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,337千円</td> </tr> </tbody> </table> | | 取得価額相当額 | 減価償却累計額相当額 | 期末残高相当額 | 器具備品 | 千円 9,538 | 千円 6,386 | 千円 3,151 | 1年内 | 1,997千円 | 1年超 | 1,340千円 | 合計 | 3,337千円 |
| | 取得価額相当額 | 減価償却累計額相当額 | 期末残高相当額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 器具備品 | 千円 12,105 | 千円 6,640 | 千円 5,464 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年内 | 2,369千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年超 | 3,337千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 5,706千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 取得価額相当額 | 減価償却累計額相当額 | 期末残高相当額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 器具備品 | 千円 9,538 | 千円 6,386 | 千円 3,151 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年内 | 1,997千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年超 | 1,340千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 3,337千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---|--|-----|---------|-----|-------|----|---------|
| <p>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <p>支払リース料 3,020千円 減価償却費相当額 2,689千円 支払利息相当額 285千円</p> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> | <p>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <p>支払リース料 2,547千円 減価償却費相当額 2,312千円 支払利息相当額 177千円</p> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>利息相当額の算定方法 同左</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>1,530千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>510千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,040千円</td> </tr> </tbody> </table> | 1年内 | 1,530千円 | 1年超 | 510千円 | 合計 | 2,040千円 |
| 1年内 | 1,530千円 | | | | | | |
| 1年超 | 510千円 | | | | | | |
| 合計 | 2,040千円 | | | | | | |

(有価証券関係)

前事業年度(平成20年3月31日現在)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|--------------------|------------|------------------|------------|------------|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | (1)国債・地方債等 | 11,126,458 | 11,214,480 | 88,021 |
| | (2)社債 | - | - | - |
| | (3)その他 | - | - | - |
| | 小計 | 11,126,458 | 11,214,480 | 88,021 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | (1)国債・地方債等 | 3,303,474 | 3,301,350 | 2,124 |
| | (2)社債 | - | - | - |
| | (3)その他 | - | - | - |
| | 小計 | 3,303,474 | 3,301,350 | 2,124 |
| 合計 | | 14,429,933 | 14,515,830 | 85,896 |

2. その他有価証券で時価のあるもの

| | 種類 | 取得原価 (千円) | 貸借対照表計上額 (千円) | 差額 (千円) |
|---------------------|-----------|--------------|------------------|------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | (1)株式 | - | - | - |
| | (2)債券 | 3,495,260 | 3,497,450 | 2,189 |
| | 国債・地方債等 | 3,495,260 | 3,497,450 | 2,189 |
| | 社債 | - | - | - |
| | その他 | - | - | - |
| | (3)その他(注) | 2,311,000 | 2,586,254 | 275,254 |
| 小計 | | 5,806,260 | 6,083,704 | 277,443 |

| | | | | |
|----------------------|-----------|------------|------------|-----------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | (1)株式 | - | - | - |
| | (2)債券 | - | - | - |
| | 国債・地方債等 | - | - | - |
| | 社債 | - | - | - |
| | その他 | - | - | - |
| | (3)その他（注） | 7,116,500 | 5,835,469 | 1,281,031 |
| | 小計 | 7,116,500 | 5,835,469 | 1,281,031 |
| | 合計 | 12,922,760 | 11,919,173 | 1,003,587 |

（注）投資信託受益証券であります。

3．当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

| 売却額（千円） | 売却益の合計（千円） | 売却損の合計（千円） |
|---------|------------|------------|
| 950,979 | - | 30,634 |

4．時価のない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

| | 貸借対照表計上額 （千円） | 摘要 |
|---------|------------------|----|
| その他有価証券 | | |
| 非上場株式 | 132,500 | |
| 匿名組合出資 | 100,597 | |

5．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

| | 1年以内 （千円） | 1年超5年以内 （千円） | 5年超10年以内 （千円） | 10年超 （千円） |
|------------|--------------|-----------------|------------------|--------------|
| 1．債券 | 7,499,960 | 10,427,422 | - | - |
| (1)国債・地方債等 | 7,499,960 | 10,427,422 | - | - |
| (2)社債 | - | - | - | - |
| (3)その他 | - | - | - | - |
| 2．その他（注） | 1,067,250 | 5,440,566 | 1,656,541 | - |
| 合計 | 8,567,210 | 15,867,989 | 1,656,541 | - |

（注）投資信託受益証券であります。

当事業年度（平成21年3月31日現在）

1．満期保有目的の債券で時価のあるもの

| | 種類 | 貸借対照表計上額 （千円） | 時価 （千円） | 差額 （千円） |
|--------------------|------------|------------------|------------|------------|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | (1)国債・地方債等 | 14,256,505 | 14,376,210 | 119,704 |
| | (2)社債 | - | - | - |
| | (3)その他 | - | - | - |
| | 小計 | 14,256,505 | 14,376,210 | 119,704 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | (1)国債・地方債等 | 300,429 | 300,300 | 129 |
| | (2)社債 | - | - | - |
| | (3)その他 | - | - | - |
| | 小計 | 300,429 | 300,300 | 129 |
| 合計 | | 14,556,935 | 14,676,510 | 119,574 |

2．その他有価証券で時価のあるもの

| | 種類 | 取得原価 （千円） | 貸借対照表計上額 （千円） | 差額 （千円） |
|--|----|--------------|------------------|------------|
|--|----|--------------|------------------|------------|

| | | | | |
|----------------------|-----------|------------|-----------|-----------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | (1)株式 | - | - | - |
| | (2)債券 | 1,499,162 | 1,499,450 | 287 |
| | 国債・地方債等 | 1,499,162 | 1,499,450 | 287 |
| | 社債 | - | - | - |
| | その他 | - | - | - |
| | (3)その他（注） | 1,001,000 | 1,062,688 | 61,688 |
| | 小計 | 2,500,162 | 2,562,138 | 61,975 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | (1)株式 | - | - | - |
| | (2)債券 | - | - | - |
| | 国債・地方債等 | - | - | - |
| | 社債 | - | - | - |
| | その他 | - | - | - |
| | (3)その他（注） | 10,725,390 | 6,741,766 | 3,983,624 |
| | 小計 | 10,725,390 | 6,741,766 | 3,983,624 |
| | 合計 | 13,225,553 | 9,303,904 | 3,921,649 |

（注）投資信託受益証券であります。

3．当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

| 売却額（千円） | 売却益の合計（千円） | 売却損の合計（千円） |
|-----------|------------|------------|
| 1,063,412 | 106,062 | 492,455 |

4．時価のない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

| | 貸借対照表計上額 （千円） | 摘要 |
|----------------------------|--------------------|----|
| その他有価証券 非上場株式 匿名組合出資 | 132,500 100,436 | |

5．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

| | 1年以内 （千円） | 1年超5年以内 （千円） | 5年超10年以内 （千円） | 10年超 （千円） |
|------------|--------------|-----------------|------------------|--------------|
| 1．債券 | 5,496,391 | 10,559,993 | - | - |
| (1)国債・地方債等 | 5,496,391 | 10,559,993 | - | - |
| (2)社債 | - | - | - | - |
| (3)その他 | - | - | - | - |
| 2．その他（注） | 1,284,732 | 4,605,475 | 1,503,447 | 410,798 |
| 合計 | 6,781,124 | 15,165,468 | 1,503,447 | 410,798 |

（注）投資信託受益証券であります。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時

金制度については、年俸制総合職および一般職を制度対象としております。なお、受入出向者については、退職給付負担金を出向元に戻入しております。

2. 退職給付債務及びその内訳(平成20年3月31日現在)

(1)退職給付債務 338,648千円

(2)退職給付引当金 338,648千円

(注)当社は退職給付債務の算定方法として簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用の内訳

勤務費用 101,582千円

(注)勤務費用には退職金(「諸経費」)9,957千円を含めております。この他、確定拠出型年金制度への拠出金(「福利厚生費」)32,514千円及び受入出向者にかかる退職給付負担金61,168千円を計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は簡便法によっているため、該当事項はありません。

当事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制総合職および一般職を制度対象としております。なお、受入出向者については、退職給付負担金を支払っております。

2. 退職給付債務及びその内訳(平成21年3月31日現在)

(1)退職給付債務 428,902千円

(2)退職給付引当金 428,902千円

(注)当社は退職給付債務の算定方法として簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用の内訳

勤務費用 96,193千円

(注)勤務費用には退職金(「諸経費」)748千円を含めております。この他、確定拠出型年金制度への拠出金(「福利厚生費」)38,038千円及び受入出向者にかかる退職給付負担金50,690千円を計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は簡便法によっているため、該当事項はありません。

(税効果会計関係)

| 第13期 (平成20年3月31日現在) | 第14期 (平成21年3月31日現在) |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 | 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 |
| (流動資産) | (流動資産) |
| 繰延税金資産 | 繰延税金資産 |
| 賞与引当金 209,882千円 | 賞与引当金 191,186千円 |
| 未払事業税 65,741千円 | その他 113,524千円 |
| その他 60,981千円 | 繰延税金資産合計 304,710千円 |
| 繰延税金資産合計 336,605千円 | |

| | |
|--|--|
| <p>繰延税金負債</p> <p>有価証券評価差額 875千円</p> <p>繰延税金負債合計 875千円</p> <p>繰延税金資産の純額 335,729千円</p> <p>（固定資産）</p> <p>繰延税金資産</p> <p>退職給付引当金 135,459千円</p> <p>役員退任慰労金引当金 7,481千円</p> <p>長期未払費用 26,419千円</p> <p>税務上の繰延資産償却超過額 9,538千円</p> <p>投資有価証券評価差額 402,471千円</p> <p>その他 8,140千円</p> <p>繰延税金資産合計 589,511千円</p> <p>繰延税金資産の純額 589,511千円</p> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。</p> | <p>繰延税金負債</p> <p>未収事業税 72,448千円</p> <p>その他 1,161千円</p> <p>繰延税金負債合計 73,724千円</p> <p>繰延税金資産の純額 230,986千円</p> <p>（固定資産）</p> <p>繰延税金資産</p> <p>退職給付引当金 171,561千円</p> <p>役員退職慰労引当金 10,771千円</p> <p>長期未払費用 2,032千円</p> <p>税務上の繰延資産償却超過額 8,237千円</p> <p>投資有価証券評価損 732,588千円</p> <p>投資有価証券評価差額 861,086千円</p> <p>その他 6,721千円</p> <p>小計 1,792,996千円</p> <p>評価性引当額 255,572千円</p> <p>繰延税金資産合計 1,537,424千円</p> <p>繰延税金負債</p> <p>投資有価証券評価差額 24,675千円</p> <p>その他 96千円</p> <p>繰延税金負債合計 24,772千円</p> <p>繰延税金資産の純額 1,512,655千円</p> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率 40.00%</p> <p>調整)</p> <p>交際費等永久に損金に算入されない項目 7.97%</p> <p>住民税均等割 2.61%</p> <p>過年度法人税等修正 15.07%</p> <p>源泉所得税 7.34%</p> <p>評価性引当額の増加額 51.68%</p> <p>その他 0.90%</p> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 13.63%</p> |
|--|--|

（関連当事者との取引）

前事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

(1)親会社及び法人主要株主等

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金又は出資金（百万円） | 事業の内容又は職業 | 議決権等の被所有割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|-----|------------|--------|---------------|-----------|------------------|--------|--------|-----------|-----------|----------|----------|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 親会社 | 日本生命保険相互会社 | 大阪市中央区 | 200,000 | 生命保険業 | (被所有)直接所有 90.00% | 兼任 5 | 営業取引 | 運用受託報酬の受取 | 929,617 | 未収運用受託報酬 | 216,803 |
| | | | | | | 出向 3 | | 投資助言報酬の受取 | 1,007,132 | 未収投資助言報酬 | 228,642 |
| | | | | | | 転籍 5 | | | | | |

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は第三者との取引価格を参考に、一般的取引条件と同様に決定しております。

3. 上記の他に、当社は、日本生命保険相互会社が保有する私募投資信託より委託者報酬を受取っております。
4. 運用受託報酬の受取929,617千円には、日本生命保険相互会社が保有する外国籍投資信託に係る運用受託報酬306,822千円を含んでおります。

(2) 兄弟会社等

| 属性 | 会社等の名称 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|---------|------------------|----------------|-------------|-----------------------|----------|--------|----------|
| 親会社の子会社 | ニッセイ情報テクノロジー株式会社 | なし | ソフトウェアの開発費用 | ソフトウェア及びソフトウェア仮勤定等の取得 | 499,113 | その他未払金 | 47,267 |

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は第三者との取引価格を参考に、協議の上決定しております。

当事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する実務指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）を適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に変更はありません。

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金（百万円） | 事業の内容 | 議決権等の被所有割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|-----|------------|-----------|---------------|-------|-----------------|------------|--------|-----------|----------|----------|----------|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 親会社 | 日本生命保険相互会社 | 大阪府大阪市中央区 | 200,000 | 生命保険業 | (被所有)直接所有90.00% | 兼任5 | 営業取引 | 運用受託報酬の受取 | 927,282 | 未収運用受託報酬 | 171,771 |
| | | | | | | 出向3 転籍5 | | 投資助言報酬の受取 | 840,989 | 未収投資助言報酬 | 178,612 |

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は第三者との取引価格を参考に、一般的取引条件と同様に決定しております。

3. 上記の他に、当社は、日本生命保険相互会社が保有する私募投資信託より委託者報酬を受取っております。
4. 運用受託報酬の受取927,282千円には、日本生命保険相互会社が保有する外国籍投資信託に係る運用受託報酬471,187千円を含んでおります。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金（百万円） | 事業の内容 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|-------------|------------------|----------|---------------|----------|----------------|-------------|-----------------------|----------|--------|----------|
| 同一の親会社を持つ会社 | ニッセイ情報テクノロジー株式会社 | 東京都大田区蒲田 | 4,000 | システムサービス | なし | ソフトウェアの開発費用 | ソフトウェア及びソフトウェア仮勤定等の取得 | 627,444 | その他未払金 | 169,941 |

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は第三者との取引価格を参考に、協議の上決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

日本生命保険相互会社（非上場であります。）

（1株当たり情報）

| 第13期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日） | 第14期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日） |
|--|---|
| 1株当たり純資産額 329,214円82銭 1株当たり当期純利益金額 21,499円84銭 | 1株当たり純資産額 318,320円92銭 1株当たり当期純損失金額 2,336円09銭 |
| なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 | 同左 |

（注）1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 第13期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日） | 第14期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日） |
|------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 当期純利益又は当期純損失（ ） | 2,331,615千円 | 253,344千円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | - | - |
| 普通株主に係る当期純利益又は当期純損失（ ） | 2,331,615千円 | 253,344千円 |
| 期中平均株式数 | 108千株 | 108千株 |

（重要な後発事象）

前事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

| 科目 | 注記 番号 | 第15期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在) | |
|-------------|----------|-------------------------------|------------|
| | | 金額 (千円) | 構成比 (%) |
| (資産の部) | | | |
| 流動資産 | | | |
| 1. 現金及び預金 | | 6,140,045 | |
| 2. 有価証券 | | 7,000,298 | |
| 3. 未収委託者報酬 | | 1,611,780 | |
| 4. 未収運用受託報酬 | | 822,578 | |
| 5. 未収投資助言報酬 | | 191,041 | |
| 6. 繰延税金資産 | | 147,439 | |
| 7. その他 | | 333,073 | |
| 流動資産合計 | | 16,246,257 | 42.2 |
| 固定資産 | | | |
| 1. 有形固定資産 | 1 | 324,013 | 0.8 |
| 2. 無形固定資産 | | 1,600,151 | 4.1 |
| 3. 投資その他の資産 | | | |
| (1) 投資有価証券 | | 19,127,894 | |
| (2) 繰延税金資産 | | 960,878 | |
| (3) その他 | | 282,603 | |
| 投資その他の資産合計 | | 20,371,375 | 52.9 |
| 固定資産合計 | | 22,295,540 | 57.8 |
| 資産合計 | | 38,541,798 | 100.0 |
| (負債の部) | | | |
| 流動負債 | | | |
| 1. 未払金 | | 162,109 | |
| 2. 未払運用委託報酬 | | 519,892 | |
| 3. 未払投資助言報酬 | | 220,325 | |
| 4. 未払費用 | | 93,541 | |
| 5. 未払法人税等 | | 161,887 | |
| 6. 前受運用受託報酬 | | 51,960 | |
| 7. 前受投資助言報酬 | | 78,968 | |
| 8. 賞与引当金 | | 318,228 | |
| 9. その他 | | 845,022 | |
| 流動負債合計 | | 2,451,936 | 6.3 |

| 科目 | 注記 番号 | 第15期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在) | |
|--------------|----------|-------------------------------|------------|
| | | 金額 (千円) | 構成比 (%) |
| 固定負債 | | | |
| 1. 退職給付引当金 | | 479,008 | |
| 2. 役員退職慰労引当金 | | 15,262 | |
| 固定負債合計 | | 494,271 | 1.3 |
| 負債合計 | | 2,946,207 | 7.6 |
| (純資産の部) | | | |
| 株主資本 | | | |
| 1. 資本金 | | 10,000,000 | 25.9 |

| | | | |
|--------------|--|------------|-------|
| 2. 資本剰余金 | | | |
| 資本準備金 | | 8,281,840 | |
| 資本剰余金合計 | | 8,281,840 | 21.5 |
| 3. 利益剰余金 | | | |
| (1) 利益準備金 | | 139,807 | |
| (2) その他利益剰余金 | | | |
| 配当準備積立金 | | 120,000 | |
| 研究開発積立金 | | 70,000 | |
| 別途積立金 | | 350,000 | |
| 繰越利益剰余金 | | 17,004,451 | |
| 利益剰余金合計 | | 17,684,258 | 45.9 |
| 株主資本合計 | | 35,966,098 | 93.3 |
| 評価・換算差額等 | | | |
| その他有価証券評価差額金 | | 370,508 | |
| 評価・換算差額等合計 | | 370,508 | 0.9 |
| 純資産合計 | | 35,595,590 | 92.4 |
| 負債・純資産合計 | | 38,541,798 | 100.0 |

(2) 中間損益計算書

| 科目 | 注記 番号 | 第15期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日) | | |
|--------------|----------|---|------------|------------|
| | | 内訳 (千円) | 金額 (千円) | 百分比 (%) |
| 営業収益 | | | | |
| 1. 委託者報酬 | | 5,908,360 | | |
| 2. 運用受託報酬 | | 1,734,936 | | |
| 3. 投資助言報酬 | | 382,711 | | |
| 4. その他営業収益 | | 23,550 | 8,049,557 | 100.0 |
| 営業費用 | | | 4,317,703 | 53.6 |
| 一般管理費 | 1 | | 3,221,521 | 40.0 |
| 営業利益 | | | 510,332 | 6.4 |
| 営業外収益 | 2 | | 156,286 | 1.9 |
| 営業外費用 | 3 | | 1,427 | 0.1 |
| 経常利益 | | | 665,191 | 8.2 |
| 特別損失 | 4 | | 354,264 | 4.3 |
| 税引前中間純利益 | | | 310,927 | 3.9 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 100,314 | | |
| 法人税等調整額 | | 25,132 | 125,447 | 1.6 |
| 中間純利益 | | | 185,479 | 2.3 |

(3) 中間株主資本等変動計算書

第15期中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）

（単位：千円）

| 株主資本 | | |
|---------|---------|------------|
| 資本金 | 前期末残高 | 10,000,000 |
| | 当中間期変動額 | - |
| | 当中間期末残高 | 10,000,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 前期末残高 | 8,281,840 |
| | 当中間期変動額 | - |
| | 当中間期末残高 | 8,281,840 |
| 資本剰余金合計 | 前期末残高 | 8,281,840 |
| | 当中間期変動額 | - |

| | | |
|--------------|-------------|-----------------|
| | 当中間期末残高 | 8,281,840 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 前期末残高 | 139,807 |
| | 当中間期変動額 | - |
| | 当中間期末残高 | 139,807 |
| その他利益剰余金 | | |
| 配当準備積立金 | 前期末残高 | 120,000 |
| | 当中間期変動額 | - |
| | 当中間期末残高 | 120,000 |
| 研究開発積立金 | 前期末残高 | 70,000 |
| | 当中間期変動額 | - |
| | 当中間期末残高 | 70,000 |
| 別途積立金 | 前期末残高 | 350,000 |
| | 当中間期変動額 | - |
| | 当中間期末残高 | 350,000 |
| 繰越利益剰余金 | 前期末残高 | 16,954,532 |
| | 当中間期変動額 | 剰余金の配当 中間純利益 |
| | | 合計 |
| | 当中間期末残高 | 17,004,451 |
| 利益剰余金合計 | 前期末残高 | 17,634,339 |
| | 当中間期変動額 | 49,919 |
| | 当中間期末残高 | 17,684,258 |
| 株主資本合計 | 前期末残高 | 35,916,179 |
| | 当中間期変動額 | 49,919 |
| | 当中間期末残高 | 35,966,098 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 前期末残高 | 1,394,911 |
| | 当中間期変動額（純額） | 1,024,403 |
| | 当中間期末残高 | 370,508 |
| 評価・換算差額等合計 | 前期末残高 | 1,394,911 |
| | 当中間期変動額 | 1,024,403 |
| | 当中間期末残高 | 370,508 |
| 純資産合計 | 前期末残高 | 34,521,267 |
| | 当中間期変動額 | 1,074,323 |
| | 当中間期末残高 | 35,595,590 |

（中間財務諸表作成の基本となる重要な事項）

| | |
|--------------------|---|
| 項目 | 第15期中間会計期間 （自平成21年4月1日 至平成21年9月30日） |
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。 その他有価証券 時価のあるもの ...中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部 純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算 定）によっております。 |

| | |
|--------------------------|---|
| | <p>時価のないもの ...移動平均法に基づく原価法によっております。 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> |
| 2. 固定資産の減価償却の方法 | <p>有形固定資産 定率法によっております。なお主な耐用年数は、建物3～15年、器具備品2～20年であります。 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p> |
| 3. 引当金の計上基準 | <p>賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、当中間会計期間末在籍者に対する支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。 退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額（簡便法により自己都合退職による中間会計期間末要支給額の100%）を計上しております。 なお、受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上しておりません。 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。</p> |
| 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 | <p>外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> |
| 5. リース取引の処理方法 | <p>平成20年3月31日以前に契約をした、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> |
| 6. 消費税等の会計処理 | <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。</p> |

(注記事項)

[中間貸借対照表関係]

| | |
|-------------------------------|-----------|
| 第15期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在) | |
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 731,713千円 |

[中間損益計算書関係]

| | |
|---|-----------|
| 第15期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日) | |
| 1. 減価償却の実施額 | |
| 有形固定資産 | 43,437千円 |
| 無形固定資産 | 238,219千円 |
| 2. 営業外収益のうち主要なもの | |
| 有価証券利息 | 65,279千円 |
| 受取配当金 | 44,790千円 |

| | |
|--------------------------------|----------------|
| 前期計上未払運用委託報酬と実払額の 差額取崩による収益 | 31,404千円 |
| 受取利息 | 5,132千円 |
| 3. 営業外費用のうち主要なもの 為替差損 | 1,136千円 |
| 4. 特別損失のうち主要なもの | |
| 投資有価証券売却損 | 242,236千円 |
| 投資有価証券評価損 | 108,284千円 |
| 固定資産除却損 | |
| 器具備品 | 2,957千円 |
| ソフトウェア | 333千円 |
| 計 | <u>3,290千円</u> |

[中間株主資本等変動計算書関係]

| 第15期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | | | | | |
|---|-----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|------------|
| 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 | | | | | |
| | 前事業年度末 株式数(千 株) | 当中間会計期間増加 株式数(千株) | 当中間会計期間減少 株式数(千株) | 当中間会計期間末 株式数(千株) | |
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式 | 108 | - | - | 108 | |
| 合計 | 108 | - | - | 108 | |
| 2. 配当に関する事項 配当金支払額 | | | | | |
| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
| 平成21年6月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 135,560 | 1,250 | 平成21年3月31日 | 平成21年6月26日 |

[リース取引関係]

| 第15期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | | | |
|--|-------------|--------------------|----------------------|
| 1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) | | | |
| リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 | | | |
| | 取得価額 相当額 | 減価償却 累計額 相当額 | 中間 会計期間末残高 相当額 |

| | | | |
|------------------|-------------|-------------|-------------|
| 有形固定資産 (器具備品) | 千円 9,538 | 千円 7,339 | 千円 2,198 |
|------------------|-------------|-------------|-------------|

未経過リース料中間会計期間末残高相当額

| | |
|-----|---------|
| 1年内 | 1,674千円 |
| 1年超 | 673千円 |
| 合計 | 2,348千円 |

当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

| | |
|----------|---------|
| 支払リース料 | 1,045千円 |
| 減価償却費相当額 | 953千円 |
| 支払利息相当額 | 56千円 |

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

未経過リース料中間会計期間末残高相当額

| | |
|-----|---------|
| 1年内 | 1,275千円 |
| 1年超 | - |
| 合計 | 1,275千円 |

[有価証券関係]

当中間会計期間末(平成21年9月30日現在)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位:千円)

| | 中間貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|----|------------|------------|---------|
| 国債 | 14,579,310 | 14,727,160 | 147,849 |
| 合計 | 14,579,310 | 14,727,160 | 147,849 |

2. その他有価証券で時価のあるもの

(単位:千円)

| | 取得原価 | 中間貸借対照表計上額 | 差額 |
|-------------|------------|------------|-----------|
| (1) 国債 | 2,499,120 | 2,499,100 | 20 |
| (2) その他(注1) | 11,204,880 | 8,917,282 | 2,287,598 |
| 合計 | 13,704,000 | 11,416,382 | 2,287,618 |

(注) 1. 投資信託受益証券、譲渡性預金及び匿名組合出資であります。

2. 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお、当中間会計期間において減損処理を行い、投資有価証券評価損108,284千円を計上しております。

3. 時価評価されていない主な有価証券(上記1を除く)の内容及び中間貸借対照表計上額

| | |
|------------------|-----------|
| その他有価証券 非上場株式 | 132,500千円 |
|------------------|-----------|

[デリバティブ取引関係]

当中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

[1株当たり情報]

| | 第15期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在) |
|------------|-------------------------------|
| 1株当たり純資産額 | 331,643円73銭 |
| 1株当たり中間純利益 | 1,710円31銭 |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

| | |
|--------------|------------------|
| 中間純利益 | 185,479千円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | - |
| 普通株式に係る中間純利益 | <u>185,479千円</u> |
| 期中平均株式数 | 108千株 |

[重要な後発事象]

当中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等

該当事項はありません。

訴訟その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

a. 名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

b. 資本金の額

平成21年9月末現在、324,279百万円

c. 事業の内容

銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

(参考) 再信託受託会社の概況

a. 名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

b. 資本金の額

平成21年9月末現在、10,000百万円

c. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 取扱販売会社

(平成21年9月末現在)

| a. 名称 | b. 資本金の額 | c. 事業の内容 |
|------------|--------------|----------------------------------|
| スルガ銀行株式会社 | 30,043百万円 | 銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。 |
| 日本生命保険相互会社 | 1,050,000百万円 | 保険業法に基づき監督官庁の免許を受け、生命保険業を営んでいます。 |

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 取扱販売会社

証券投資信託の募集の取扱いおよび販売を行い、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を代行します。

3【資本関係】

日本生命保険相互会社（取扱販売会社）は、委託会社の株式を97,604株（持株比率90.00%）保有しています。

委託会社が所有する関係法人の株式または関係法人が所有する委託会社の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記しています。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙に図案や委託会社の名称およびロゴマーク、イラストを使用すること、またファンドの基本的性格および形態の一部、キャッチコピーを記載することがあります。
- (2) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」の主要内容を要約し、「ファンドの概要」等として目論見書の冒頭に記載することがあります。
- (3) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関連する箇所に記載することがあります。
また、「第二部 ファンド情報」中、「第1ファンドの状況 5 運用状況」の情報の一部をグラフ化し、目論見書中に「運用の状況（概要）」として記載することがあります。
- (4) 目論見書に約款を掲載し、届出書本文「第二部 ファンド情報 第1ファンドの状況 2 投資方針」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (5) 目論見書本文に以下の内容を記載することがあります。
投資信託説明書（請求目論見書）は、取扱販売会社にご請求いただければ、当該取扱販売会社を通じて交付いたします。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月16日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉益裕二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 白田英生 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の中間監査報告書へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月25日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員公認会計士 吉益裕二 印指定有限責任社員
業務執行社員公認会計士 大竹 新 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第15期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年4月21日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 吉益裕二 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 松崎雅則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDCニッセイ日本勝ち組ファンドの平成21年3月6日から平成22年3月5日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DCニッセイ日本勝ち組ファンドの平成22年3月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月13日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉益裕二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木吉彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年4月21日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

監査法人 トーマツ

| | |
|----------------|--------------|
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 吉益裕二 印 |
|----------------|--------------|

| | |
|----------------|--------------|
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 松崎雅則 印 |
|----------------|--------------|

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDCニッセイ日本勝ち組ファンドの平成20年3月6日から平成21年3月5日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DCニッセイ日本勝ち組ファンドの平成21年3月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 前計算期間の財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)